

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【個人】

No.	意見
1	<p>アインシュタインは「世界中の科学者が自身の研究を自由に発表し、発表された研究を世界中の科学者が協力して実現させることが世界の利益に繋がる」と語っていた。この理想は現在ネットというツールで実現可能であるが1つ障害がある。アインシュタインは特許庁で職員をしていたことは有名であるがこの特許という工業所有権特有のルールが理想の障害になっているのである。音楽や小説は著作権という知的所有権で自動的に守られているが、工業所有権という技術に関してはわざわざ時間とマネーを掛けて証明しなければいけないという無駄なルールが存在する。この不可解なルールは歌に関して準えるとAという歌手が自作の歌をテレビ番組で始めて発表した場合特許庁に申請していないと、第三者が勝手にCD化して販売する事が出来、また歌手がリハーサルで歌を披露しているところを第三者が録音し、本人よりも先に特許申請すると第三者に所有権が移行し、A歌手はCD化する場合盗んだ第三者に特許料を支払わなければいけないことになる。これは駐車場に止めていた車を勝手に第三者に乗られ盗まれると泥棒に所有権が移ってしまうということなのである。このルールこそ先出願主義という特許制度でありこのルールのため現在は研究を自由に公開できない事態になっている。逆に米国などが採用している先発明主義というルールは「先に研究している事を証明すると後で出願しても権利を得られる」ため研究内容を発表した方が利益になるという仕組みになっている。先発明主義の問題点は「誰が一番初めに考えたか」ということが一番問題になるため訴訟が乱立し余計な資金が掛かるという問題が在ったがこれは過去の事である。現在はネットという世界共通のツールによってヤフー・ブリーフケースなど第三者が管理しているツールがありアップロードすると自動的に時間が第三者によって記され全世界公平に先発明を簡単に証明できる。つまり、全世界の特許ルールを先発明主義にしてネットを活用してダウンロードによって発明を承認することで公平・敏速に研究を公開できる効果が発生しこの効果で、世界中の研究者が最新の研究を獲得でき世界中の協力によって、研究の実用化されるスピードが向上し一刻を争う温暖化防止策などの地球規模の問題に早急に対処できるというメリットが発生する。これこそ平和と平等を愛したアインシュタインの理想であり研究を隠し続けなければ利益にならない先出願主義は排除するべきである。また出願は以前のようにFDやCDで提出できるようにする。さらに、ネットはあくまでもソフトであり思想が著作権というルールから考察するとネットビジネスやビジネスモデルアイデアそのものも著作権と考えるのが妥当であり、憲法に記されている所有権は人権という観点から考察しても知的所有権は人権であり、ビジネスモデルアイデアなどを著作権と認めないのは憲法違反と断定できる。この事が守られていないためネット内で違法が横行し、違法者が反則勝ちしている不条理がある。この不条理を打倒するためには訴訟というのも皮肉な事である。</p>
2	<p>「知的財産推進計画2008」の見直しに盛り込むべき政策事項</p> <p>1. 発明の実用化を支援・完成させた者に対する、法定の「実施権」若しくは「実施に対する対価請求権」の創設</p> <p>発明を完成し、人類未踏の基本特許が取れたとしても、それを実用化する為にはさらなる努力が必要である。研究に従事している人達はいがい発明を実用化する力を持たない。例えば試作図面を引くことや、試作品を作ることも困難な場合があり、実用化に至るまでには発明者以外の色々な人の協力が必要である。また、企業としても費用対効果の点で実用化に至るまでのハードルは極めて高い。そこで、法定の「実施権」若しくは「実施に対する対価請求権」を創設し、特許された発明の実用化に協力・完成した者に付与する制度を設ける。これにより、権利を所有する者と発明の実用化を支援する者とのバランスが図られ、実用化を</p>

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【個人】

支援する新たな体制の構築の裏付けともなり、発明の実用化が促進される。

2. 休眠特許の整理・消滅

実用化されず休眠している特許は、他の者の実施を妨げるだけである。そのような権利は早々に消滅させ、公の財産にすることが産業の発達につながる。その為には、毎年の特許料の累進加算性を強め、長期間維持の特許料を高額化し、実用化されていない特許は金で淘汰されてゆく制度に戻すべきである。権利を長期間維持し、高額の特許料を支払えるという事は、その発明が実用化され見合うべき効果を得ているからである。以上

日本経済の再建のためには、産業構造の改革と人材の流動化が不可欠である。しかし、日本社会は永らく終身雇用を前提として成立しており、人材の流動化は進んでないのが現状である。 人材、特に技術者にとっては、特許は重要な意味を持っている。例えば、ある特許の発明者が新技術を実現すべく、A社を退職しB社を起業したり他社へ移って、この新技術を実現させようとする、この発明者は自分の発明した特許に対する使用料をA社から請求されてしまう。これでは、この発明者は、安心して転職することができない。すなわち、人材が流動化しない。優秀な技術者であるほど有効特許も多く、これは深刻な社会問題である。結論あくまで発明者が特許権を持ち、その実施契約を自由に複数の会社と結べる ように特許法を改正する。発明者の権利保護ができるので、人材の流動化も促される。会社側にとっても好都合になる。 A社が発明を実施し、発明者に十分な補償をしていれば、発明者はA社を退社する必要はない。A社に実施権を与える実施権を徴収することができる。しかし、実施されていない場合や、新技術を具現化したい場合、発明者は、B社へ転職したり、起業することになる。発明者がA社を退社した時点で、A社の実施権は失われる。次に、B社との雇用契約成立に伴い、B社に通常実施権を与え実施料を徴収することができる。また、特許権はあくまで発明者にあるので、自由に第三者であるC社と新たな実施契約を結べる。

発明者	発明者の権利	A社の権利	B社の権利	C社の権利	消費者利益
-----	--------	-------	-------	-------	-------

3

A社員	特許権	通常実施権 1	なし	なし	小
A社退職	特許権	なし 2	なし	なし	小
失業中	特許権	通常実施権 3	なし	なし	小
B社転職	特許権	通常実施権	通常実施権 4	なし	中
C社契約	特許権	通常実施権	通常実施権	通常実施権 5	大

A社は元々発明を使っていないのなら、実施権がなくなっても、発明者がA社を退社しても不利益を被ることはない。むしろ、要らない権利に実施料を払わなくて済み、発明者に給料を払わなくて済むので、A社にとっても好都合である。 B社にとってはB社に有効な新特許を使えるので、優秀な発明者を中途採用する 意義が増す。新技術によって新たなビジネスをはじめられる。 発明者はC社に対しても自由に実施契約を結べるので、新技術が社会全体へ普及する。 消費者は新技術による便益を、B社からもC社からも享受できるようになる。 発明者は、B社へ移っても、自分の特許に実施料を払わなくて済むし、B社からもC社からも実施料収入が得られる。 このようにすれば、発明者、A社、B社、C社、消費者のどの立場から見ても、より大きな利益が発生している。これは、社会全体として

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【個人】

	<p>良い仕組みだと思う。</p>
4	<p>1、違法サイトからのダウンロードの違法化に反対します。やはり一般の人がそれが違法であるかないか判断できない事例も数多く、また違法ファイルをダウンロード後、それを指摘された場合、本人の認識があったかどうか、問うのはあまりに無理があると思います。一般の人にとって、ただ単にインターネットは誰でも犯罪者になりうる危険性がある印象を持たれることとなり、これからのインターネットの発展の可能性にブレーキをかけるなりかねません。</p> <p>2、著作権法の非親告罪の導入に反対します。警察の判断で音楽、キャラクター、デザインが有名作品と似ているということだけで逮捕が可能となり、制作者の創作活動が萎縮する可能性があります。世界に向けて日本がコンテンツ産業の育成を目指す流れに逆向する事となります。</p>
5	<p>最終的に国益になるであろうことを考え、各業界の利権や省益を超えて必要となる政策判断をすることこそ知財本部とその事務局が本当になすべきことのはずであるが、知財計画2008を見ても、このような本当に政策的な決定は全くと言って良いほど見られない。知財保護が行きすぎて消費者やユーザーの行動を萎縮させるほどになれば、確実に文化も産業も萎縮するので、知財保護強化が必ず国益につながる訳ではないということ、著作権問題の本質は、ネットにおける既存コンテンツの正規流通が進まないことにあるのではなく、インターネットの登場によって新たに出てきた著作物の公正利用の類型に、今の著作権法が全く対応できておらず、著作物の公正利用まで萎縮させ、文化と産業の発展を阻害していることにあるのだということを知財本部とその事務局には、まずはっきりと認識してもらいたい。特に、最近の知財・情報に関する規制強化の動きは全て間違っていると私は断言する。今まで通り、規制強化による天下り利権の強化のことしか念頭にない文化庁、総務省、警察庁などの各利権官庁に踊らされるまま、国としての知財政策の決定を怠り、知財政策の迷走の原因を増やすことしかできないようであれば、今年の知財計画を作るまでもなく、知財本部とその事務局には、自ら解散することを検討してもらいたい。そうでなければ、是非、各利権官庁に轡をはめ、その手綱を取って、知財の規制緩和のイニシアティブを取ってもらいたい。知財本部において今年度、インターネットにおけるこれ以上の知財保護強化はほぼ必ず有害無益かつ危険なものとなるということをきちんと認識し、真の国民視点に立った知財の規制緩和の検討が知財本部でなされることを期待し、本当に決定され、実現されるのであれば、全国民を裨益するであろうこととして、私は以下のことを提案する。</p> <p>(1)「知的財産推進計画2008」について a)ダウンロード違法化問題について</p> <p>知的財産推進計画2008の第90ページに書かれている、ダウンロード違法化問題について、今年度の文化庁の文化審議会著作権分科会において、情を知ってダウンロードする行為を違法化するとの方針が示されたが、一人しか行為に絡まないダウンロードにおいて、「情を知って」なる要件は、エスパーでもない限り証明も反証もできない無意味かつ危険な要件であり、技術的・外形的に違法性の区別がつかない以上、このようなダウンロード違法化は法規範としての力すら持ち得ないものである。このような法改正を押し通せば、結局、ダウンロード以外も含め著作権法全体に対するモラルハザードがさらに進行するだけであり、これを逆にねじ曲げてエンフォースしようとするれば、著作権検閲という日本国として最低最悪の手段に突き進む恐れしかない。どう転ぼうが、ダウンロード違法化は百害あって一利ない最低の法改正である。プログラムも含め、あらゆる著作物のダウンロード違法化に、私は今なお完全に反対する。違法ダウンロードによる権利者の経済的不利益が大きいとする根拠も薄弱であり、去年から状況にほとんど変化はなく、ダウンロード違法化の合理的な根拠は今なおほとんど全くと言って良いほど何もないにもかかわらず、去年の私的録音録画小委員会中間整理に対して集まった8千件以上のパブコメの7割方で示された国民の反対・懸念を完全に無視し、文化庁は、その文化審議会において、ダウンロード違法化の方針を含む報告書を最後まで押し通した。このような非道極まる民意無視は到底許されるもので</p>

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【個人】

はなく、知財計画2009において、文化庁の方針を白紙に戻し、ダウンロード違法化を絶対にしないと必ず明記してもらいたい。

b) 私的録音録画補償金問題について

私的録音録画補償金問題については、第91ページに記載されているが、権利者団体等が単なる既得権益の拡大を狙ってiPod等へ対象範囲を拡大を主張している私的録音録画補償金問題についても、補償金のそもそもの意味を問いただすことなく、今の補償金の矛盾を拡大するだけの私的録音録画補償金の対象拡大を絶対にしないということを、知財計画2009では明記してもらいたい。ブルーレイ課金についても、権利者団体は、ダビング10への移行によってコピーが増え自分たちに被害が出ると大騒ぎをしたが、移行後半年以上経った今現在においても、ダビング10の実施による被害増を証明するに足る具体的な証拠は全く示されておらず、現時点でブルーレイ課金に合理性があるとは私には全く思えない。わずかに緩和されたとは言え、今なお地上デジタル放送にはダビング10という不当に厳しいコピー制限がかかったままである。こうした実質的に全国民に転嫁されるコストで不当に厳しい制限を課している機器と媒体にさらに補償金を賦課しようとするのは、不当の上塗りである。私的録音録画小委員会で補償金のそもそもの意義が問われた中で、その解決をおざなりにしたまま、ブルーレイ課金のような合理的根拠に乏しい対象拡大がなされるべきではない。また、私的録音録画補償金問題に関する今後の検討について書くのであれば、最近の著作権分科会報告書で今後文化庁が設けるとされた、権利者、メーカー、消費者などの関係者が忌憚のない意見交換ができる場について、これを公開するとともに、より公平を期して、消費者・ユーザー代表を3分の1、メーカー代表を3分の1、権利者代表を3分の1とすることを知財計画2009で明記してもらいたい。権利者が不利という声があがるのかも知れないが、この程度の数の有識者を納得されられなくて、国民の理解が得られると思うことなど片腹痛い。真に国民の理解が得られない法改正・対象範囲の拡大などされるべきではない。

c) 保護期間延長問題について

保護期間延長問題についても、第91ページに記載されているが、権利者団体と文化庁を除けば、延長を否定する結論が出そろっているこの問題について、文化庁が継続検討の結論を出したこと自体極めて残念なことである。これほど長期間にわたる著作権の保護期間をこれ以上延ばすことを是とするに足る理由は何一つなく、知財計画2009では、著作権・著作隣接権の保護期間延長の検討はこれ以上しないとしてもらいたい。特に、流通事業者に過ぎないレコード製作者と放送事業者の著作隣接権については、保護期間を短縮することが検討されても良いくらいである。

d) コピーワンス問題について

コピーワンス問題についても、第91～92ページに記載されているが、私はコピーワンスにもダビング10にも反対する。そもそも、この問題は、放送局・権利者にとっては、視聴者の利便性を著しく下げることによって、一旦は広告つきながらも無料で放送したコンテンツの市場価格を不当につり上げるものとして機能し、国内の大手メーカーにとっては、B-CASカードの貸与と複雑な暗号システムを全てのテレビ・録画機器に必要とすることによって、中小・海外メーカーに対する参入障壁として機能するB-CASシステムの問題を淵源とするのであって、このB-CASシステムと独禁法との関係を検討するということを知財計画2009では明記してもらいたい。検討の上B-CASシステムが独禁法違反とされるなら、速やかにその排除をして頂きたい。また、無料の地上放送において、逆にコピーワンスやダビング10のような視聴者の利便性を著しく下げる厳格なコピー制御が維持されるのであれば、私的録画補償金に存在理由はなく、これを速やかに廃止するということもここに明記してもらいたい。

e) 公正利用の各種類型に対する権利制限について

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【個人】

また、第85～86、95ページに書かれている、検索エンジンのための利用、通信過程等における一時的蓄積、研究開発のための利用、リバースエンジニアリングのための利用、図書館におけるアーカイブ化のための利用など、権利者の利益を害さず、著作物の通常の利用も妨げないような著作物の公正利用の各種類型についてはきちんとした権利制限による対応が必要である。これらの公正利用を萎縮させて良いことなど全くなき、これらの類型について著作権法上の権利制限を速やかに設けると、知財計画2009には明記してもらいたい。

f) 海賊版対策について

第50ページに書かれている、「模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)」について、そのような条項がよもや真面目に検討されることはないと思うが、もしどこかの国が、税関において個人のPCや携帯デバイスの内容をチェック可能とすることや、インターネットで著作権検閲を行う機関を創設することといった、個人の基本的な権利をないがしろにする条項をこの条約に入れるよう求めて来たときには、そのような非人道的な条項は除くべきであると、かえって、プライバシーや情報アクセスの権利といった国際的・一般的に認められている個人の基本的な権利を守るといふ条項こそ条約に盛り込むべきであると日本から各国に積極的に働きかけるとすることを、明記してもらいたい。

g) 違法ファイル交換対策について、

第58ページに書かれている、違法ファイル共有対策について、通信の秘密やプライバシー、情報アクセス権等の国民の基本的な権利をきちんと尊重しつつ対策を進めることを明記してもらいたい。

h) 通信・放送の法体系の見直しについて

第85ページに書かれている、放送と通信の法体系の総合的な検討について、著作隣接権に関する記載を削除するか、著作隣接権は拡大しないということを明記してもらいたい。インターネットという流通コストの極めて低い流通手段において、著作隣接権を発生させることは、絶対にやってはならない最低の愚策である。また、この部分において、HP等に関しても通信の秘密を確保し、表現に関する規制は行わないという方針を明記してもらいたい。

i) ネット規制について

また、第92ページには、フィルタリングに関する記載があるが、その政策決定の迷走により、総務省は携帯電話サイト事業者に無意味かつ多大なダメージを与えている。この問題については、知財計画2009に書くに当たって、フィルタリングの存在を知り、かつ、フィルタリングの導入が必要だと思っていて、なお未成年にフィルタリングをかけられないとする親に対して、その理由を聞くか、あるいはフィルタリングをかけている親に対して、そのフィルタリングの問題を聞くかして、きちんと本当の問題点を示してから検討するという記載にしてもらいたい。なお、フィルタリングで無意味に利権を作ろうとしている総務省と携帯電話事業者他の今の検討については、完全に白紙に戻されるべきである。携帯フィルタリングについて、ブラックリスト方式ならば、まずブラックリストに載せる基準の明確化から行うべきなので、不当なブラックリスト指定については、携帯電話事業者がそれぞれの基準に照らし合わせて無料で解除する簡便な手続きを備えていればそれで良く、健全サイト認定第三者機関など必要ないはずである。ブラックリスト指定を不当に乱発し、認定機関で不当に審査料をせしめ取り、さらにこの不当にせしめた審査料と、正当な理由もなく流し込まれる税金で天下り役人を飼うのだとしたら、これは官民談合による大不正行為以外の何物でもない。このようなブラックリスト商法の正当化は許されない。そもそも、青少年ネット規制法は、あらゆる者から反対されながら、有害無益なプライドと利権を優先する一部の議員と官庁の思惑のみで成立したものであり、速やかに廃止が検討されるべきものである。また、出会い系サイト規制法の改正は、警察庁が、どんなコミュニケーションサイトでも人は

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【個人】

出会えるという誰にでも分かることを無視し、届け出制の対象としては事実上定義不能の「出会い系サイト事業」を定義可能と偽り、改正法案の閣議決定を行い、法案を国会に提出したものであり、他の重要法案と審議が重なる中、国会においてもその本質的な問題が見過ごされて可決され、成立したものである。憲法上の罪刑法定主義や検閲の禁止にそもそも違反している、今回の出会い系サイト規制法の改正についても、今後、速やかに元に戻すことが検討されるべきである。

j) 新しいタイプの商標について 第37ページに書かれている、新しいタイプの商標の保護について、特許庁の新しいタイプの商標に関する検討ワーキンググループ報告書案で、音も含め、導入する方針が示されているが、音の商標は、他の視覚的な商標とは異なる特色を有しているということが考慮されるべきであり、音に、会社名を連呼するような音だけでは無く単なる旋律も含まれ得、音の商標の使用に、単なるBGMとしての使用も含まれ得ることから、音については特に慎重に検討するべきである。登録除外については公益的な音だけでは不十分であり、余計な混乱を避けるため、音について、少なくとも、他人の著名な旋律・楽曲を登録から除外することを検討すると、パブリックドメインに落ちた著名な旋律・楽曲の登録のような不当な利得を得るための登録が排除されない限り、音について、その保護類型への追加は決してしないと、知財計画2009では明記してもらいたい。

(2)「デジタル・ネット時代における知財制度の在り方について」について

デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会の報告書「デジタル・ネット時代における知財制度の在り方について」の内容は、知財計画2009に盛り込まれて行くものと思うが、この内容について以下のことを求める。

a) 一般フェアユース条項の導入について

この報告書に書かれている、一般フェアユース条項の導入について、ユーザーに対する意義からも、可能な限り早期に導入することを求める。特に、インターネットのように、ほぼ全国民が利用者兼権利者となり得、考えられる利用形態が発散し、個別の規定では公正利用の類型を拾い切れなくなるところでは、フェアユースのような一般規定は保護と利用のバランスを取る上で重要な意義を持つものである。知財計画2009においては、このようなユーザーに対する意義も合わせて書き込んでもらいたい。一般フェアユース条項を導入している国には、アメリカの他に台湾やイスラエルもあり、これらの国の条文等も参考になると考えられる。フェアユースの導入によって、私的複製の範囲が縮小されることはあってはならないことである。なお、権利を侵害するかしないかは刑事罰がかかるかかからないかの問題でもあり、公正という概念で刑事罰の問題を解決できるのかとする意見もあるようだが、かえって、このような現状の過剰な刑事罰リスクからも、フェアユースは必要なものと私は考える。現在親告罪であることが多少セーフハーバーになっているとはいえ、アニメ画像一枚の利用で別件逮捕されたり、セーフハーバーなしの著作権侵害幫助罪でサーバー管理者が逮捕されたりすることは、著作権法の主旨から考えて本来あってはならないことである。政府にあっては、著作権法の本来の主旨を超えた過剰リスクによって、本来公正として認められるべき事業・利用まで萎縮しているという事態を本当に深刻に受け止め、一刻も早い改善を図ってもらいたい。

b) DRM回避規制について

昨年7月にゲームメーカーがいわゆる「マジコン」の販売業者を不正競争防止法に基づき提訴し、さらにこの2月にゲームメーカー勝訴の判決が出ていることなどを考えても、現時点で、現状の規制では不十分とするに足る根拠は全くない。現状でも、不正競争法と著作権法でDRM回避機器等の提供等が規制され、著作権法でコピーコントロールを回避して行う私的複製まで違法とされ、十二分以上に規制がかかっているのであり、これ以上の規制強化は、ユーザーの情報アクセス

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【個人】

に対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ない。知財計画2009では、ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ないこれ以上のDRM回避規制の強化は検討しないとされるべきである。DRM回避規制に関しては、このような有害無益な規制強化の検討ではなく、まず、私的なDRM回避行為自体によって生じる被害は無く、個々の回避行為を一件ずつ捕捉して民事訴訟の対象とすることは困難だったにもかかわらず、文化庁の片寄った見方から一方的に導入されたものである、私的な領域でのコピーコントロール回避規制(著作権法第30条第1項第2号)の撤廃の検討を行うべきである。コンテンツへのアクセスあるいはコピーをコントロールしている技術を私的な領域で回避しただけでは経済的損失は発生し得ず、また、ネットにアップされることによって生じる被害は公衆送信権によって既にカバーされているものであり、その被害とDRM回避やダウンロードとを混同することは絶対に許されない。

c) インターネット・サービス・プロバイダ(ISP)の責任について

動画投稿サイト事業者がJASRACに訴えられた「ブレイクTV」事件や、レンタルサーバー事業者が著作権幫助罪で逮捕され、検察によって姑息にも略式裁判で50万円の罰金を課された「第(3)世界」事件等を考えても、今現在、間接侵害や著作権侵害幫助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的大混乱が生じかねないという非常に危険な状態にあり、間接侵害事件や著作権侵害幫助事件においてネット事業者がほぼ直接権利侵害者とみなされてしまうのでは、プロバイダー責任制限法によるセーフハーバーだけでは不十分であり、間接侵害や著作権侵害幫助罪も含め、著作権侵害とならない範囲を著作権法上きちんと確定することは喫緊の課題である。ただし、このセーフハーバーの要件において、標準的な仕組み・技術や違法性の有無の判断を押しつけるような、権利侵害とは無関係の行政機関なり天下り先となるだろう第三者機関なりの関与を必要とすることは、検閲の禁止・表現の自由等の国民の権利の不当な侵害に必ずなるものであり、絶対にあってはならないことである。ISPの責任の在り方の検討について、知財計画2009に書き込む際には、プロバイダに対する標準的な著作権侵害技術導入の義務付け等を行わないことを合わせ明記するとともに、間接侵害や刑事罰・著作権侵害幫助も含め著作権法へのセーフハーバー規定の速やかな導入を検討するとしてもらいたい。この点に関しては、逆に、検閲の禁止や表現の自由の観点から技術による著作権検閲の危険性の検討を始めてもらいたい。

d) 著作権法におけるいわゆる「間接侵害」への対応について

セーフハーバーを確定するためにも間接侵害の明確化はなされるべきであるが、現行の条文におけるカラオケ法理や各種ネット録画機事件などで示されたことの全体的な整理以上のことをしてはならない。特に、著作権法に明文の間接侵害一般規定を設けることは絶対にしてはならないことである。確かに今は直接侵害規定からの滲み出しで間接侵害を取り扱っているのが不明確なところがあるのは確かだが、現状の整理を超えて、明文の間接侵害一般規定を作った途端、権利者団体や放送局がまず間違いなく山の様に脅しや訴訟を仕掛けて来、今度はこの間接侵害規定の定義やそこからの滲み出しが問題となり、無意味かつ危険な社会的混乱を来すことは目に見えているからである。知財計画2009においては、著作権法の間接侵害の明確化は、ネット事業・利用の著作権法上のセーフハーバーを確定するために必要十分な限りにおいてのみなされると明記してもらいたい。

(3) その他新たに知財計画に盛り込むべきことについて

ダウンロード違法化問題やプロバイダーにおける違法コピー対策問題における権利者団体の主張、児童ポルノ法規制強化問題・有害サイト規制問題における自称良識派団体の主張は、常に一方的かつ身勝手であり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとし

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【個人】

する非常識なものばかりである。このような一方的かつ身勝手な規制強化の動きを規制するため、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、著作権法・通信法等の関係法規に明文で書き込むことを検討してもらいたい。閲覧とダウンロードと所持の区別がつかないインターネットにおいては、例えば児童ポルノにせよ、情報の単純所持や取得の規制は有害無益かつ危険なもので、憲法及び条約に規定されている「知る権利」を不当に害するものであり、このような情報の単純所持規制に私は反対する。積極的あるいは意図的に画像を得た場合であるなどの限定を加えたところで、エスパーでもない限りこのような積極性を証明することも反証することもできないため、このような情報の単純所持や取得の規制の危険性は回避不能であり、罪刑法定主義にも反する。繰り返し取得としても、インターネットで2回以上他人にダウンロードを行わせること等は技術的に極めて容易であり、取得の回数の限定も、何ら危険性を減らすものではない。児童ポルノ規制の推進派は常に、提供による被害と単純所持・取得を混同する狂った論理を主張するが、例えばそれが児童ポルノであろうと、情報の単純所持ではいかなる被害も発生し得えない。現行法で、ネット上であるか否かにかかわらず、提供及び提供目的の所持まで規制されているのであり、提供によって生じる被害と所持やダウンロード、取得、収集との混同は許され得ない。そもそも、最も根本的なプライバシーに属する個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ることは、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の基本的な権利からあってはならないことである。架空の表現に関する規制も同時に議論されているが、ごく一部の国内団体等の根拠のない、保護法益すら無視した一方的な主張で、憲法で保障されている表現の自由が規制されることなどあってはならないことである。警察なりの恣意的な認定により、全国民がアクセスできなくなるサイトを発生させるなど、絶対にやってはならないことであり、憲法で禁止されている検閲に該当するブロッキングのような規制も導入されるべきではない。児童ポルノ法に関しては、既に、提供・販売、提供・販売目的での所持が禁止されているのであるから、本当に必要とされることは今の法律の地道なエンフォースであって有害無益な規制強化の検討ではない。児童ポルノ規制法に関して検討すべきことがあるとしたら、現行ですら曖昧な児童ポルノの定義の厳密化のみである。児童ポルノ規制の検討においては、児童ポルノの閲覧の犯罪化と創作物の規制まで求める「子どもと青少年の性的搾取に反対する世界会議」の根拠のない狂った宣言を国際動向として一方的に取り上げ、児童ポルノ規制の強化を正当化することなどあってはならない。かえって、児童ポルノの単純所持規制・創作物規制といった非人道的な規制を導入している諸国は即刻このような規制を廃止するべきと、そもそも最も根本的なプライバシーに属し、何ら実害を生み得ない個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ること自体、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の国際的かつ一般的に認められている基本的な権利からあってはならないことであると、日本政府から国際的な場において各国に積極的に働きかけてもらいたい。様々なところで検討されている有害サイト規制についても、その規制は表現に対する過度広汎な規制で違憲なものとしか言いようがなく、各種有害サイト規制についても私は反対する。情報・表現規制については、アメリカにおいても、この1月に連邦最高裁で児童オンライン保護法が違憲として完全に否定され、この2月に連邦控訴裁でカリフォルニア州のゲーム規制法が違憲として否定されていることも注目されるべきである。政府・与党内の検討においては、このような国際動向もきちんと取り上げるべきであり、一方的な見方で国際動向を決めつけることなどあってはならない。また、WIPO等の国際機関にも、政府から派遣されている者はいると思われ、著作権等に関する真の国際動向について細かなことまで即座に国民へ知らされる仕組みの導入を是非検討してもらいたい。

最後に、知財政策においても、天下り利権が各省庁の政策を歪めていることは間違いなく、知財政策の検討と決定の正常化のため、文化庁から著作権関連団体への、総務省から放送通信関連団体・企業への、警察庁からインターネットホットラインセンター他各種協力団体・自主規制団体への天下りの禁止を知財本部に

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【個人】

	<p>おいて決定して頂きたい。(これらの省庁は特にひどいので特に名前をあげたが、他の省庁も含めて決定してもらえるなら、それに超したことはない。) インターネットにおけるこれ以上の知財保護強化は既に有害無益かつ危険なものであるということをきちんと認識し、真の国民視点に立った知財の規制緩和の検討が知財本部でなされることを期待すると最後に繰り返しておく。</p>
6	<p>現行法は支持します。</p>
7	<p>現在、大阪府では府知事の発案により、大阪府立国際児童文学館の廃絶が検討されています。国際児童文学館は国会図書館にも所蔵されていない貴重な児童文学・マンガ・紙芝居等の古書・資料が、研究活用を主たる目的として所蔵されています。ただいまの大阪府知事は、たかが本であり、散逸しても仕方がない、という観点から、これらの貴重書を一般の図書館へと分散収納する計画を立てています。図書館の書庫のキャパシティ、膨大な移転費用等、問題は山積していますが、強行の構えを崩しておりません。寄贈者からは返還要求も出されており、知事は応じると返答していますが、その方途等は不明であり、まったく現実的ではありません。書籍を文化的遺産とみなす観点から、また、マンガ等についても日本独自の文化で、海外に対する文化戦略となるという観点から、文学館の廃絶・図書の移動等はまったく得策ではありません。大阪府知事の案が通れば、貴重な資料の流出は避けられず、結局、海外のオークションにも出回って日本が恥をかくことになりかねません。国際児童文学館の蔵書は、大阪府民のみならず、日本国民全体にとって価値のある文化的な書籍・資料です。どうかその価値をご理解いただき、文学館の廃絶・図書の移動案を当面凍結し、国として保護・保存に乗り出していただきたく、お願い申し上げます。</p>
8	<p>ダウンロード違法化をやめなさい。パブリックコメントをきちんと尊重しなさい。何のためのパブリックコメントかわかっているのか？</p>
9	<p>「2. 中小・ベンチャー企業の負担軽減に向けた取組を強化する」末章 (P.79)に (4) 中小・ベンチャー企業の知的財産権保護強化のための実用新案の実体審査の復活 を加える。</p> <p>(4) 中小・ベンチャー企業の知的財産権保護強化のための実用新案の実体審査の復活</p> <p>韓国における実用新案の実体審査復活の現状を踏まえ、実体審査復活を柱とした1993年以前の法律を基礎とする実用新案法の改正を検討し、中小・ベンチャー企業の知的財産権保護強化を図る。</p> <p>「2. 知的財産専門人材を育成する」末章(P.112)に (5) 実用新案実体審査復活に対応した人員増員のために、行政書士に「実用新案出願手続き付記」資格を設ける を加える。</p> <p>(5) 実用新案実体審査復活に対応した人員増員のために、行政書士に「実用新案出願手続き付記」資格を設ける</p> <p>韓国における実用新案の実体審査復活の現状を踏まえた、実体審査復活を踏まえた実用新案法の改正を行うと共に、改正に伴う実用新案出願の急増予想を踏まえ、行政書士に講習合格による実用新案登録願の代理手続権を付記する関連法制の改正を行う。</p>
10	<p>与党内でインターネット上に置ける著作権者に無許可の表現物、違法コピー 品のダウンロードを違法化する事が進められています。インターネット上には音源、映像、画像、文章等の表現物を発表する場が 企業から個人まで無数に運営されています。しかしそれらの場で発表されている表現物が著作権者に無断でアップロードされている物かどうかの 判断は利用者に完全な判断は付きかね、違法情報が掲載されてサイトを それと知らず閲覧しただけで利用者を犯罪者にしてしまうという問題が あり、断固反対です。類似した例で現在与党内で児童ポルノと言われる児童への性的虐待記録 に該当する画像や映像を所持しただけで犯</p>

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【個人】

	<p>罪にしようという動きもあります。これも同様に大手画像掲示板等に悪意ある利用者によって公開された場合、多くの冤罪者を生む危険性が指摘されています。真に著作権を守りたいのであれば、著作物の集中保護を目的とした機関と保護施設の設定。著作権者への利益分配制度の確実化。ダウンロード販売、店舗と連携したオンデマンド出版、通信販売レンタルといった著作物販売の新たな形態を官と民での開拓及び整備。といった事が重要と思われます。</p>
11	<p>要旨 現行の特許制度はイノベーションのインセンティブを確保する制度であるが、さらにその中でもう一段階のインセンティブ制度を取り入れ、発明の分野に応じて出願料や特許料についてインセンティブを与える制度を提案するものである。このインセンティブ制度により、ある一定の技術分野について早急にあるいは活発に研究開発が求められる場合に、大学・企業等における研究開発を促す。さらには、その発明が公開されることにより、第三者に対して研究開発の動機付けを行うことが出来ると考えられる。また、研究開発が活発になることにより、その分野についてのわが国の技術水準が上がり、国際競争力を高めることができると考えられる。内容 特許法第1条には、「この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする」とある。発明や考案は、目に見えない思想、アイデアであるので、家や車のような有体物のように、目に見える形でだれかがそれを占有し、支配できるというものではない。したがって、制度により適切に保護がなされなければ、発明者は、自分の発明を他人に盗まれないように、秘密にしておこうとするであろう。しかしそれでは、発明者自身もそれを有効に利用することができないばかりでなく、他の人が同じものを発明しようとして無駄な研究、投資をすることになってしまうことになりかねない。そこで、特許制度は、こういったことが起こらぬよう、発明者には一定期間、一定の条件のもとに特許権という独占的な権利を与えて発明の保護を図る一方、その発明を公開して利用を図ることにより新しい技術を人類共通の財産としていくことを定めて、これにより技術の進歩を促進し、産業の発達に寄与しようというものである。このように、特許制度により独占に値する発明であるとき、一定の期間、特許権を付与され、努力を回収する機会を保証する。この独占的地位の保証は、道徳的な見地のほか、多分に報償的な側面を持ち、発明活動へのインセンティブとしての役割を果たすことになり、最終的には、産業の発展にも寄与するものとなる。以上が現在の特許制度の目的および概要であるが、この特許制度の良さはそのままに、新しいインセンティブ制度を導入し、応用することにより日本全体で解決すべき問題を解決する技術や、未来を見据えてより向上すべき分野の技術についてさらに特許出願を促すことができると考えられる。この新しいインセンティブ制度は、より活発に、より早急に研究開発の目を向けてほしいと考えられるある一定の技術分野に対して、特許出願に係る料金について一部免除もしくは減額するものである。制度としてインセンティブを確保することにより、その技術分野における研究開発を促し、また、第三者に対しても技術を公開し、さらに良い技術を開拓していく機会を与えることによりその技術分野についてのわが国の技術水準を向上させ、国際競争力も培っていけると考えられる。さらには、世界的な問題を解決する先進的な技術の譲渡・ライセンス移転により自国の技術を守りながら国際貢献も出来ると考えられる。また、特定のある分野の技術の特許出願に係る料金を減額、というインセンティブの付与の方法により、他の技術分野の特許出願についての負担を増やすことなく特許制度を維持できるということもこの制度の利点であると考えられる。以下にこのインセンティブ制度適用の技術分野の例を示す。例1 地球環境問題は早急に解決されるべき問題である。日本は、先進国として自国の環境規制をより厳しくするとともに、新興国や発展途上国に対しての技術移転をさらに積極的に行っていかなければならない。また、環境問題の解決には革新的な技術が求められ、研究開発に投資することが必須の努力になっている。このようなさらに、良い技術については広く使われることが望まれるこの分野の技術については隠されずに公開されることが重要である。発明者の発明を保護しながら、かつ、第三者にも広く公開され、広く使われるためにも特許出願の敷居を低く、より手軽に出来るようにすることが必要であると考えられる。そこで、大学・企業において研究開発をさらに活発に行ってもらうために、環境技術分野の特許出願に係る料金については通常より減額し、設定する。しかし、この技術分野において、第三者に広くライセンス契約されることなく特定の</p>

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【個人】

	<p>者だけに良い技術を独占されることは、全世界にとって不利益である。したがって、インセンティブを保障するだけでなく、制度により技術の独占を規制するといった対策も必要になってくると考えられる。以上より、インセンティブ制度を正しく適用することにより、日本の環境技術分野の発展が期待され、新興国への技術移転等国際貢献をすることができ、さらには環境問題解決に向けて大きく前進するような技術が開発され地球環境にも貢献できることが期待される。例2 痛ましい事故、重大な災害は我が国において相次いで発生し、増加する傾向さえ見える。近年の重大災害・事故の頻発は、安全・信頼を誇りにしてきた日本社会の体質の変化を表しており、それに対する社会の安全・安心の確保のための適切で有効な対策が待たれている。政府は、「安心・安全で質の高い生活のできる国」を掲げ、環境と共に、安全を今後の我が国の科学技術・学術政策の基本に据えつつある。これをふまえて、特許制度においてもさらに日本の安全技術の発展を促すため、安全技術分野の特許出願に係る料金を通常より減額して設定する。日本だけでなく、世界中で使われるような安全技術を開発する動機付けとなり、事故や災害が無くなるような技術が作られることが期待される。以上の技術分野以外にも日本が強化すべき技術分野はたくさんあると考えられる。特許制度があることによって日本の技術水準が高まるように新しいインセンティブ制度を提案し、検討をお願いしたい。</p>
12	<p>I. マルチユースプロデューサーとは まず、コンテンツプロデューサーとは、「知的財産推進計画 2004」の中で早急に育成することが必要であるとされた職種である。コンテンツプロデューサーの定義は様々だが、企画・制作のみならず宣伝・販促活動(マルチユース展開を含む)などそのコンテンツにおける全てのことを管理する責任者であるにとらえるのが一般的である。いわゆるプロデューサーと呼ばれる人々は、コンテンツ自体の制作にかける労力・必要とする知識が多いという状況にも関わらず、とりわけ映像コンテンツ業界ではマルチユース展開に対する期待が大きく、マルチユースについて別にエキスパートを置く必要があるようである。コンテンツプロデューサーをサポートする形で配置される、マルチユース企画及び実現に向けた契約業務に長けた人材をマルチユースプロデューサーと呼ぶこととする。</p> <p>II. テレビ局におけるマルチユースにかかる期待と実施例</p> <p>テレビ局では宣伝広告による本来の収入と別に、放送外収入が重要視されている。日本テレビの放送外収入の2010年度の目標値は、2007年に比べ約340億円増と大きく期待をされていることがわかる。TBSも2008年度中間期(2008年4~9月期)の決算発表によると、広告収入は前年割れであったが、映像・文化事業の放送外収入により増収を維持している。</p> <p><実施例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○日本テレビ『ズームイン!!SUPER』(情報番組)・・・LAWSONとのコラボレーションで、全国各地のご当地おむすび「ズーむすび」発売 ○TBS『ROOKIES』(ドラマ)・・・#1~3のみ先行して放送中にDVD発売 ○関西テレビ『牛に願いを』(ドラマ)・・・番組宣伝DVDを放送期間中に発売 ○関西テレビ『リアルクローズ』(ドラマ)・・・ドラマに登場する衣装をオンタイムで携帯・パソコンから購入できるシステムを運用 <p>海外へのコンテンツ輸出もマルチユースの範疇である。番組そのものの販売のほか、フォーマット販売という、番組の企画の販売についても輸出入ともに増えてきている。海外の番組の企画を用いたもので有名なのは「クイズ\$ミリオネア」(フジテレビ)である。元はイギリスの『Who Wants to Be a Millionaire?』であり、日本以外でも同様に放送されている人気番組である。日本からは「¥マネーの虎」(日本テレビ)などのフォーマット販売を行い、イギリスをはじめとして『Dragon's Den』</p>

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【個人】

のタイトルで放送されている。これらはコンテンツ制作と別の知識や経験により実現できるビジネスモデルであるため、コンテンツプロデューサーと並行したマルチユースプロデューサー育成の推進計画を提案する。

Ⅲ.推進計画内容

下記3項目について研究会の設置や研究のための資金援助を行う。テレビ番組のマルチユース展開を例に挙げ詳細を記す。

(1)展開企画

商品化やビデオグラム化においては、番組発のアイディアでは限りがあるが、マルチユースを専門としたプロデューサーなら様々な展開企画の提案が可能である。制作側と違う角度からどんな展開ができるか考えることができ、どうしたら実現できるかまで見越して話ができる。各局がどのような展開をしているか、競争を阻害しない範囲で情報を共有し、研究を行うことで、より多様な展開が期待できるのではないだろうか。実際にグッズやDVDを制作するメーカー側も集めた研究会も有益である。

(2)契約・スキーム

企画内容が複雑になったり当事者が多くなったりすると、新しいスキームで動かしていかなければならないことがある。契約の形態や取得する印税率の決定も、それを専門に行っているプロデューサーに任せれば、経験に基づいてよい形で成立するだろう。契約についても研究会を開き、どんなスキームにも対応できる人材を育てたい。

(3)権利者との交渉

マルチユース展開をする上で、実演家や脚本家など権利者との交渉が必要になる。とりわけ二次利用分の追加報酬に関しては制作時に支払う費用と区別して考える必要があり、別のプロデューサーが行うほうが良いと思われる。権利主張への対応や支払い額の算定については、それぞれがどのような権利を持っていて、その対価がどの程度か理解している必要があり、業界慣習も把握していなければいけない。この点に関しても研究を行い、過不足なく、権利者にとっても金銭面に限らずプラスになる展開ができることが理想である。

Ⅳ. 国全体で取り組むことの意味

コンテンツ産業市場が拡大することにより、海外マーケットへの更なる進出も期待できる。海外からの直接的な収入のみならず、日本への観光客の増加により、コンテンツに関連する地域の活性化にもつながる。海外市場を見据えたマルチユース展開は必要である。また、マルチユース展開では全く異なる業種とのコラボレーションも可能であるため、経済全体に対する効果も見込める。TBSのドラマ『ROOKIES』ではカジュアルウェア小売専門店 Right-on で、ドラマオリジナル T シャツと、キャストがドラマの中で着ていた T シャツを販売した。前者は商品化、後者はプロダクトプレイスメントである。様々な展開を行うことで話題になり、コンテンツ自体の評価が上がることもある。コンテンツ産業は様々な広がりを持った産業である。コンテンツの価値を増大させるような展開を実現できる人材を増やし、更に発展させていきたい。

13 要約

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【個人】

	<p>個人でいいアイデアを持っていても、特許審査請求料や弁理士の手数料が高すぎて、事実上、個人では出願するのが不可能な状態になっている。そこで、すぐれた個人発明に関しては、個人用の TLO が、特許権利化からライセンスを個人に代わって行い、個人にロイヤリティーを還元する。</p> <p>内容</p> <p>日本の知的財産の量と質を上げるには、特許にかかわるプレイヤーを大幅に増員する必要がある。ところが、特許を出願するのは、企業の職務発明が中心のため、日本の人口全体からみれば、特許にかかわる人口は非常に少ない。日本の野球や柔道や水泳が世界で強いのは、競技人口が多いのが最大の理由である。アニメやゲームに関しても同様である。知的財産とりわけ特許に関して、レベルを上げるには、この特許に関わる競技人口を大幅に増員する必要がある。ところが、日本では、個人でいいアイデアを持っていても、特許審査請求料や弁理士の手数料が、個人が払うには高すぎて、事実上、出願するのが不可能な状態になっている。また、権利化後、質の高い特許は世界中でライセンス料を回収する必要がある。しかしながら、個人で世界中から代金を回収するのは事実上、無理である。個人の特許を権利化し、ライセンスをして、ロイヤリティーを個人に還元する個人版 TLO のような団体の創設する必要がある。その結果、個人発明が大幅に増え、日本の国技は特許と、世界中から言われる時代が来ると思われる。</p>
14	<p>要約</p> <p>創出された技術を、特許等の権利による独占の利益を求めめるのではなく、権利内容をオープンにして国際的な標準とすることで、規模の経済性(ネットワーク外部性)を実現するために注目されている国際標準化により、現在のグローバル化した市場で、自社の推進している技術を標準規格にすることでビジネスを有利に展開しようとする企業が増えている。特に世界中での新たな市場の開拓、社会に役立つ技術の普及は、標準化による互換性の確保、技術のインフラ基盤の整備によるコストの削減・低減につながり、供給者には規模の利益が、需要者には規模の効果による安価で、安心・安全なものが獲得できるという利益が生まれてくる。このように標準化の主導権を獲得することにより、付加価値の高い新たな産業が実現でき、ひいては国の活性化に繋がり、大学等の研究機関のインセンティブがより高まり、全体的なモチベーションが上がるという好循環が生まれてくる。このような国際標準化活動を強化・推進するために、企業・大学等と行政機関がより緊密に連携することは、標準化活動が他国においても政府レベルの協力を得ながら推進していることから、我が国においても重要であり、各関係者が役割を認識しつつ各々の強みを発揮できるようにしていかなければならない。さらに、近年のグローバル化した市場では、単独の企業・国で市場全体をコントロールすることは不可能になってきている。現に世界はEU、NAFTA等のように地域市場を形成し、その市場規模の力を利用して、他国・他地域とも競合するようになってきている。わが国も経済的な発展をしつつあるアジアの一員であることを意識・利用して、地域での標準化活動を主導する立場で近隣諸国と協同し、他の市場地域・国等と競合できるようにしていかなければならない。</p> <p>内容</p> <p>第一に産学官の連携を考え、各々の役割を定めていかなければならない。標準化のためには、その対象となる新しい技術の創出が必要になる。企業の研究機関、大学・国の研究機関は当然この技術、特に新しい市場を創出する技術を研究し開発していかなければならない。役割の分担としては、新しい技術の創出については企業・大学・国の研究機関になり、そのテーマ、方向性については「知的財産推進計画」、「科学技術政策」等の方針を見つつ、標準化推進の組織でも国</p>

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【個人】

際標準化するという視点からの意見をこれらの組織に表明していくということになる。世界的な技術開発の流れ、方向性を現場からの意見として伝え、他と同じ方向を目指して開発するのか、異なる方向にも可能性があるのか等を議論していくことになる。

次に、創出された技術を標準化すべきか、標準化を目指すならばどのような戦略で行くかという方策を、行政を含めた企業及び大学等の機関により検討し実行するための合同組織を作り、役割分担を定め、戦略を実行して行く必要がある。この合同組織に創出された技術情報、国際標準化機関等からの情報、他企業・国での同様技術の情報等を集積させて、総合的に標準化への戦略を検討・作成し実行していくことになる。従来の政策では、標準登録等の実行については、民間である企業や大学を含めた研究機関に標準化機関での提案・交渉等の作業が丸投げの状態であるが、各標準化機関での様々なプレゼンテーション、交渉、提案、ロビー活動等での人脈も利用した政治的な活動が必要な場面では、国の組織・資産(人員含む)を活用することが一番効果的である。現に各国では国の組織を挙げてのロビー活動等を積極的に行い、その影響力により圧力をかけることがあることを考えると、同様にわが国も持てる資産・影響力を活用していくことで、標準化に対する支援をしていく必要がある。交渉は国際的な様々な関係を考慮しながら影響力の行使、時には圧力をかけながらの交渉等、したたかな戦略性・交渉術が必要となるので民間の企業等だけでは限界があると思われる。この場面では国の積極的な役割の分担・関与が望まれる。

創出された技術を標準化していく過程での各組織・機関の役割としては企業・大学の研究機関を代表する人員は実務上の研究内容についての様々なプレゼンテーション、提案等を標準化推進の組織の戦略に沿って進めていくことになる。ただ、企業等の人員は標準化機関に現地(国際標準化機関の場合スイスが多い)で専属するということが、資金的にも時間的にも負担が大きく非常に困難となる。国の組織・人員の投入や企業に対する資金的な補助も考慮していくべきである。上記したようにロビー活動等の政治的な活動が必要な場面では、国の組織・人員を企業の人員に加えて活用するようにする。プレゼンテーション等での技術的な側面では企業等の研究機関の人員又は標準化を担当する人員が主に対応し、標準化登録の競合等での交渉・提案の場面では、ロビー活動等で国の組織・人員と企業の人員による連携で対応していくことにするのが良い。これらのことから、国際標準化機関の本部が多く存在するスイスのジュネーブに標準化のための常駐所を設置し、人員も常駐員をおくようにすることがより早い情報の取得や対応に繋がり、人脈の形成にも有利になっていくと考えられるので検討すべきである。知的財産の活用という面で、今後特に電気通信分野のように単独の特許ではなく、数多くの企業の特許により成り立つ製品の場合はパテントプールを形成することや、さらに発展させて事実上の標準とすること(デファクト標準)で世界中の市場に対して販売展開可能となり(当然、同じ規格を採用する他社との価格競争にはなるが)、その結果で国際標準とする手法もある。所有する知的財産をオープンにはするが、市場の規模の大きさでのメリットを獲得することを優先するという手法である。インターネットの普及もあり製品の市場がグローバルに拡大し、製品によっては短期に開発する必要がある、また開発にかかる費用も膨大となるので、これらの負担が分散されると考えると標準化は参加する企業等にとってメリットを見出すことのできる有効な手段と言える。今後、ますます技術標準化を手段として使っていく企業や、支援していく国は増えていくことが考えられる。

現在、市場としてヨーロッパでは EU、北米では NAFTA と地域での規模を目的として形成されている。地域内では自由貿易協定を結び、関税、通貨(EU)等で基本的に地域内では内国民の待遇にしていこうというもので、その規模の経済での有利性をもって他の国や地域と競合していくというものである。わが国も単独でこれらの地域と競合していくのは難しいので、アジアの近隣諸国との連携を具体的に実行していかなければならない。とりわけ中国・韓国・インドに ASEAN 諸国を加えた地域で連携を図るメリットは大きい。これらの諸国は現在急速な発展段階にあり、今後は製造地域としても消費地域としても非常に大きな、また有望な市場を形成すると世界から注目を集めている地域である。この地域での包括的な経済協定を結ぶことが目標になるが、その一つの手段として、アジア地域で国際標準

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【個人】

	<p>化に向けた連携をし、他の地域との競争においての影響力・競争力の増大をしていくことで、地域の発展に繋げていくことになる。日本はこの地域の中で技術的には主導できる立場にあるので、新しい技術で製品化した場合などに、地域の共通技術として市場を形成することにより、その技術の互換性、共通性、価格メリット等の製造上・使用上等の標準化に必要な要点のチェックが、地域内で大半終わらせることができ標準化への準備段階の短縮につながり、また市場規模の大きさを利用して標準化機関へ対する技術面以外での影響力を行使していくこともできる。このようなメリットを認識した地域の各国による共通意識及び連携により、標準化に向けたプロセスを協力して行っていくことになる。標準化については日本(中国も共同?)が主導し、適時に他国の協力を得ていくというスタイルを確立していくことになる。信頼感が重要になるので、配慮した行動が求められる。</p>
15	<p>この二つの法案は、日本人の言論や表現の自由を奪う危険性があると思われます。また、アニメやゲーム、文学作品が規制を受けることによって、日本経済にも大きな打撃をあたえる可能性も十分に考えられます。国連のデータによると、児童ポルノの単純所持を禁止している先進国の強姦発生率は日本と比べかなり多く、犯罪抑制効果がないどころか、かえって逆効果になりかねません。</p>
16	<p>はじめに 知的財産を創出する研究現場に在席し、知財創出に係るスキームやシステム又は手続の開発と構築、具体的には、海外機関との共同研究に係る渉外契約締結、当該契約を根拠とする権利行使又は紛争処理、技術思想の抽出と発明への支援スキームの開発と構築などの実務に携わり、また日本知財学会員として研究してきた日本国民の一人として提言します。提言 基礎研究又は基盤研究を推進する研究者又は研究組織(個別の研究センターや施設など)の社会貢献に係る評価基準として、以下の二つを提案します。ただし、現在この提案は当面(2~3年)妥当するとしても、状況(国の知財戦略や経済状況)に応じて、固執せず適宜変更し、より高度化すること(たとえば大きなミッション毎に評価基準を設定)が合理的と思考します。</p> <p>1 研究者及び現場研究組織(代表機関ではない個別の国委託プロジェクト若しくは研究センター又は学部・学科又は施設など)の社会貢献に係る評価には、(研究者一人又は組織単位当たりの)特許出願(数)よりも発明届(数)を評価基準とすることを提案する。</p> <p>2 研究組織(大学・共同研究施設・研究機関など)の知財活動(システムや実施状態)の社会貢献に係る評価には、特許出願数と、その特許出願数に加えて、当該研究組織が保有する特許(未登録の出願特許を含む)を分母とし、ライセンス等(譲渡)又はその他商業実施された特許数を分母で除した、いわゆる実施化率を評価基準とすることを提案する。提案の理由 知的財産権(特許等)の元となり根拠となるのは発明である。発明と特許は根本的に成立要件が異なり、権利の内容(主体・客体・変動)が異なる。発明は、研究者が日々の研究活動において発想し着想し創出した高度な技術思想であり、その技術思想のうち、[新規性](既知でない、これまで誰も公表していない公知となっていない技術思想であること)、[進歩性](その分野の研究コミュニティー研究者が容易に案出できない技術思想であること)が満たされれば、発明として成立する。特に、企業所属の応用研究を担う研究者は別として、知財創出の元となる基礎研究を担う研究者が、上記の新規性と進歩性を具備していると判断した発明は、躊躇無く発明届を所属の研究機関(公的研究機関は特に)に届出(発明届書を提出)すればよいし、また研究者として意識的に届けでることが義務と考えられ、又その意識は啓蒙などによりかなり浸透している。しかしながら、発明を元とする特許の成立には、上記の新規性と進歩性に加えて産業利用が可能と推定できるとする[有用性]が満たされないと特許として出願するための要件を欠くことになり、また再現性のための十分な開示と実施可能性も必要であるが、これらの要件を具備する発明か否かの判断には相当の専門性を必要とし、対応する別組織として設置した研究機関</p>

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【個人】

	<p>の知財本部又は機関 TLO が職務発明認定したうえで、出願可否を決定することが適切且つ妥当であり、実際、先進的の大学や研究機関はこのように取扱っている。以上の背景や経緯から、基礎研究に携わる研究者や現場研究組織の社会貢献度を、特許出願数で評価することは適切ではない、何故なら、最終的に出願するかどうかは当該基礎研究者や現場研究組織の所属機関が決定している。さらに特許出願(数)は、所属期間の特許戦略(連携分野や予算による方針)に左右される。すなわち、原則、特許出願[数]は発明者(研究者)がコントロールできることではないのである。科学方法論的に確実で、且つイノベーション技術思想を創出することが、研究者が自覚しているミッションであるが、一方その発明を国家の定めた法と手続に則り権利とすることがミッションではなく自覚もしていない。法に基づく権利化のミッションを自覚し負うのは、機関であり委託された弁理士など専門家と特許庁である。発明届までは、ミッションとして研究者が自覚的に実行し、権利化やライセンスなどの実用化産業化は、機関がミッションとして自覚し責任を負うと位置づけて評価することが現実的且つ合理的である。責任をとれない特許出願数で基礎研究成果を評価されるとすると、研究者が混乱し腐ってしまう恐れが高く、本来のミッション遂行に支障が出ることは明らかである。一方、発明届は基礎研究のミッションの範囲内で実行可能であり、また実行すべきは、技術思想が発明かどうか(論文化できる思想は大半が発明であると推定できる)を判断し、適確に発明届を所属機関に提出することであるから、研究者及び現場研究組織(個別の研究センターや学部・学科又は施設など)の社会貢献に係る評価には、発明届書数でもって研究業績の指標の一つとすることが適切であり、提案1を適用することが合理的である。また同時に大事なことは、研究者が集合し自治する大学法人や独立法人などの研究組織(大学・共同研究施設・研究機関など)の知財活動(システムや実施状態)の社会貢献に係る評価については、研究組織の知財保護、知財活用に係る戦略、システム、手続が効率よく作動し成果を上げているかどうかを評価の対象とすべきであり、そうだとすれば、提案2を適用することが合理的である。提案1, 2の採用により、研究者及び現場研究組織のミッションと評価が適切且つ妥当にリンクし、納得のいく評価がされることにより、すっきりとして研究活動に邁進することが出来る。人は、崇高且つ善なるミッションと適切な評価を得たとき、努力し非常な力を発揮する。</p>
17	<p>私は、知財教育研究の推進体制の構築・整備推進が早急に必要であると考えております。すでに工業・商業・農業高校では、「産業財産権標準テキストを活用した知的財産推進協力校」事業や、著作権教育の実践的な教育研究は進んでいますが、それらを統括した「知的財産」全体についての教育推進体制は未整備であるといえます。知財の1つである種苗法による育成者権、品種登録制度についても、すでに一部の農業高校では先進的に授業に取り入れられている学校もありますが、まだ普遍的ではありません。 おりしも、2009年3月に文部科学省から新しい高等学校学習指導要領が公表、告示されました。現行の学習指導要領では、情報関連の教科・科目では、「著作権」を取り扱うこととされ、また、教科工業の科目で「工業所有権(同解説では産業財産権と表記)」を簡単に扱うこととするとされてきましたが、それらは高校教育全体を見るとごく一部でしか過ぎず、今回、新たに教科商業や教科情報をはじめとする12の教科で知的財産が取り入れられ、知財教育を推進することが可能になりました。これによって、すでに告示されている中学校学習指導要領とあわせて、学校教育の普通教育の教育課程に正規に知財の学習が位置づけられたことになったことに非常に意義があります。しかし、新しい高等学校学習指導要領では、「著作権」や「産業財産権」が「知的財産権」に置き換えられただけであったり、教科・科目によって「知的財産」と「知的財産権」の用語が混在していること、あるいは、農業では著作権以外の知的財産権がまったく取り上げられていないことなどのばらつきがみられます。私は、その改善案を検討し、その結果、中学校や高等学校で新たに始まる知財に関する授業は、①学校内での教科の連携と、②中学校と高等学校の接続の、2点の課題を発見することが出来ました。新しい高等学校学習指導要領案に対しては、さまざまな立場から多くの意見が示されていますが、教育行政サイド(学習指導要領)と実践(教師)の研究の連携・フィードバックによって、より良い教育実践が可能になります。今後、知財教育の研究体制をきちんと構築することによって、芸術や国語、公民、理科などの普通教科にまで拡大し、その全体は「知財教育学」として位置</p>

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【個人】

	<p>づけることが必要になるのではないかと考えております。</p> <p>「知的財産推進計画2008」では、「学校における知的財産教育の推進」が挙げられていますので、今後、これを推進するため、次の事項の検討を希望します。</p> <p>(1) 知財教育研究の基盤整備・・・特許庁による委託研究の再開</p> <p>(2) 知財教育ができる教員の養成と認定・・・日本知財学会知財教育分科会と連携</p> <p>(3) 教員向け知財教育解説書の出版・・・日本知財学会知財教育分科会と連携</p> <p>(4) 海外各国との知財教育の情報交換・連携・・・日本知財学会知財教育分科会と連携</p> <p>(5) 教員養成系大学等における「知財教育課程」の整備</p> <p>(6) 大学入試センター試験での、知的財産に関する出題</p> <p>(7) 学校での産業財産権教育のための法制度整備・・・未成年者による出願の場合</p> <p>(8) 学校での発明等に対する権利化のガイドライン整備・・・「学業発明制度」</p> <p>なお、私自身、これら課題について研究を行っておりますので、事例などの情報提供は可能です。</p>
18	<p>有害情報に関して 有害情報規制よりも有害情報の接し方の教育を充実させるべき。 有害情報対策に関してはこれまでの規制強化やフィルタリングと言った「何が何でも禁止」と言うやり方はいちごっこになるばかりか有害情報そのものに対する耐性を失わせていないだろうか？。 情報には何が何でも触れさせないと言う考えよりは有害な情報に触れたらどう考え接し、対処すればいいのかを子どものうちから教育した方が手間とお金はかかるかもしれないが将来的には有益だ。 絵・マンガ・アニメを児童買春・ポルノ禁止法で規制してはいけない。 次に、今提出されている「児童買春・ポルノ禁止法」の与党側の改正案には絵や漫画、アニメと言った実在しない児童の表現を規制するための調査を求めると言う付則条項が盛り込まれているが、これらは本来の「児童保護」と言う概念から大きく逸脱しているし、そもそも漫画やアニメにおける性的な表現を子供に見せたくないもしくは見せる事が虐待と捉えそれゆえに規制したいと言うのは教育と言う概念から照らし合わせても逸脱しているし、家庭内の教育と言うもの信用していないのではないかと考える。 また、絵・マンガ・アニメを児童買春・ポルノ禁止法で規制してしまう事によって結果的には創作活動の委縮、それらによる衰退を生じ結果的にコンテンツ文化そのものの芽を摘むことになることは自覚するべきだ。 どちらにしても最近では学校裏サイトからネットいじめがマスコミを騒がせる一方で、いじめからの復讐のためにインターネット上の情報から爆弾を作るなど原因や責任をインターネットや著作・創作物ばかりにもとめ使う側の内面までは置いてきぼりにした現状では、有害な情報には規制で何とかできるという考え自体がすでに限界が来ているのではないだろうか？。 著作権に関して 安心して二次創作ができる場を設けるべきでは？ 今、著作物を二次創作と言う形で自分の表現したい形で加工し何らかの場で発表するという方が定着しつつありそこからコンテンツ文化の担い手が生まれるのも事実、しかし現状では著作物の二次創作は権利者が後追いで認可しない限りは認められていない。 しかも最近ではオリジナルの権利者の保護だけが叫ばれている現状では二次創作作品はますます制限されかねない状況だ。 確かにオリジナルの作品は尊重されてしかるべきではあるがそれに固執し過ぎて次の作品を生み出す足掛かりを阻害するような流れは止めるべきで二次創作作品にも権利が保障される様な形を作らなければ厳しいのではないかと。 ダウンロード違法化には反対する、行うなら保有作品の全流通を。 ダウンロード違法化の問題に関して権利者側はとにかく自分たちの利益を損ねるインターネットの違法配信を止めたいと言う思いが先行してると思われるが、単なる一消費者にとっては観たい・聞きたい作品が権利者の一方的な判断で制限されるのは我慢できないと思われる。 かつて音楽ファイルの違法配信を止めるた</p>

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【個人】

	<p>めにコピーコントロール CD と言うコピー防止規格の CD をレコード会社がこぞって導入したものの、再生時の使い勝手の悪さから消費者の CD 離れを促しレコード業界が結果的に大打撃を受けたように、ダウンロード違法化を推進するなら権利者が保有している作品は可能な限り正規の形で公開するなどの措置を取らないと消費者のコンテンツ離れは一層加速する者と思われる。</p>
19	<p>知財本部事務局に関わる人に知り合いがありますが、今の推進計画は、過去の焼き増し、重箱の隅を突くようなどうでもよいことばかり書いています。知財事務局も、提言事項はすべて各省庁にマル投げで何の付加価値もつけていないと言っていました。そんな志の低い、税金を浪費するだけで、何も国家・国民に貢献していない推進計画・事務局は一刻も早くリストラすべきです。消滅しても誰も困らないと思います。</p>
20	<p>知的財産高等裁判所の人事が結構頻繁に行われているようですが、専門性の高い裁判所でもあり知的財産関係に強い判事を長期計画で専門的に育成しては如何でしょうか。必要であれば、民事事件と行政事件に区分することも考えられます。</p>
21	<p>弁理士は産業財産権の手続の複雑さから弁理士試験を経て、省庁への手続を担保しており、省庁への手続を担保していると言う観点から弁護士は弁理士の役割を包含して担保しているといえます。しかし試験の担保範囲外である、産業財産権の担い手として現在の弁理士業務の範囲が権利獲得から終了まで非常に広範囲に亘っています。本来の姿として、依頼者が技術内容や訴えの主張など依頼内容を把握して代理人が手続を行う場合は良いのですが、中小企業などの傾向として管理業務も含めて代理人に出願や訴訟などの手続について丸投げすることが多いようです。基本的に産業財産権法の法律知識で試験される弁理士は、試験のための法律的な知識は持っているが、手続実務、技術知識や特許管理知識は弁理士研修制度によって修得することもあるが、実際は弁理士業務を行っていく上で得られるのであって、それらの知識習得は個人の技量となるところです。弁理士は手続における法的知識を担保していると言えますが、技術内容や海外特許出願、契約手法など特許管理まで担保しているとは言えません。しかし、今までは産業財産権の担い手は弁理士のみであり、特許出願代理人として海外を含む特許出願から権利化、侵害対応、年金管理まで一手に受けることが多いようですが、日本特許庁への手続の担保は負っていますが、海外知財法、技術的、管理的内容の担保までは本来負っているわけではありません。当事者系審判は職権主義により代理人の技量が劣っていても、審判員の技量により救われることがありますが、訴訟においては弁論主義なので弁理士の技量により技術内容把握不足による権利内容の脱落、弁護士の技術内容把握不足による主張不足、脱落が起こり、折角審判で正しい判断をおこなっても訴訟で主張が間違ったり、足りなかったりした結果、逆転してしまうこともあるようです。また、先行技術調査等の事前準備や出願、審査請求、手続補正、侵害、契約などに関する知財管理に対して効率的に行おうとする企業本来の姿として、手続をせず営業秘密にしたり、適切な権利内容の判断により手続を中止する方が良い場合もありますが、弁理士は手続代理によっている以上、手続をする方向に向かうことが多いようです。今後は知的財産管理技能士の制度を本格的に普及、機能するようにして知的財産管理技能士に企業内部の知財管理業務だけに留まらず、企業の外部の知財相談役である職種、知財管理アドバイザーやコンサルタントとして広く管理業務を負えるようにする方が社会の知財制度的にも、中小企業の効率的な知財管理にも、特許庁への特許出願の内容的にも良い姿になると思われます。</p>
22	<p>「海賊版製作者」や「児童ポルノ製作者」より、知らぬ間に所持・ダウンロードしてしまった消費者側を一からげに犯罪者にしたてる、権力者側ラクチン・仕事さぼり法案には絶対に反対。10万部刷られたアダルトグラビア出演者に、実は高校生が混ざってて、後付けで10万人が児童ポルノ所持容疑者？横暴です。違法と知らず、送りつけられたり間違えてダウンロードした動画がコピー品だったからって、自分も犯罪者？メチャクチャな話。本や雑誌、データやCDを、麻薬や拳銃と同じような違法品扱いにする法案には断固反対！「それ持ったら犯罪」？「それダウンロードしたら犯罪」？違法品の作り手側はつかまってないかも知れない</p>

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【個人】

	<p>のに？ 受け手側犯罪化法案、絶対に反対！</p>
23	<p>「知的財産推進計画2008見直し案」について ダウンロード違法化問題について(違法複製されたコンテンツからの私的複製の許容範囲の見直し 90P) 違法複製されたコンテンツからの私的複製の許容範囲の見直しについて、いわゆる情報の取得行為を違法化することについて、反対いたします。 ダウンロード者違法化の政策は、情報のアップロード者を違法化することとは全く性質が異なり、インターネット上に限って言えば、対象となった画像や映像への、数千とも数万ともつかないアクセス者全てを犯罪者扱いしなければならない法律です。 情報が違法複製されたかどうかなど、末端のユーザーには判別することが事実上不可能であるにも関わらず、画像や映像をインターネット上で閲覧した時点で、「情報を取得(ネット上の情報は、ダウンロードして取得しない限りは基本的に閲覧することができません)」問題となった画像や映像データに残るアクセス者記録から、「容疑者リスト」が設定されてしまうとあっては、インターネットを日常的に扱う多くの人は、自分が「著作権侵害者」になってしまうリスクを完全に回避することはできないと結論付けざるを得ないでしょう。 市民生活に対する、恐るべき脅威と圧迫と言わざるを得ない部分を、ダウンロード違法化政策は強く有しています。これまで、「情報と法律」の原則において、決して、情報の「受け手」に対して刑事的責任を負わせることがなかったという事実関係からも、導入すべきではないと言えます。 あたかも、「TVで情報を取得した百万人全てを犯罪者に」しかねないほどの危険度があるにも関わらず、ダウンロード違法化は、既存法で行えるアップロード者への対応に比べると、全くと言っていいほど権利侵害問題に対する効果を上げることができないことも明らかになっています。 今回問われている「違法ダウンロード」と同様に、海外では、情報の「受け手」が犯罪者として扱われている児童ポルノにおいては、海外では、一度に数千名以上を逮捕するといった、大々的かつ過酷な「摘発作戦」が行われていますが、児童ポルノサイトの総数は一向に減少せず、世界の主だった「児童ポルノ大国」は、単純所持処罰の規定が存在しているにも関わらず、我が国とは比べ物にならない深刻な状況が続いており、アメリカ等では増加傾向にあるとされる観測も見られるほどです。 こうした点からも、「受け手」に対する違法化は、問題の解決を促すものではなく、本来アップロード者や販売者に対して向けられるべき力が、分散してしまう(アップロード者に適切な対処を加えれば、数千、数万分の拡散が防げますが、取得者を取り締まっても、拡散行為をしていないので、実利的効果はゼロです)という結論を見出すことができます。</p> <p>市民生活への脅威や、情報と刑事的責任の関係の原則を歪めてしまう一方で、全く実効性が期待できないことが他の事例から明らかになっているダウンロード違法化を行う必要性は全くありません。 青少年を有害情報から守るための取組を奨励・支援する(92P)ための取り組みについて 青少年を守る、との名目で、「有害情報」をフィルタリングしようという試みに関しても、本来、合法であるはずの情報に不当に規制しているという問題点を指摘せねばなりません。 一見、もっともらしい「有害情報」ですが、青少年に何故有害なのかという、有効な論拠が形成されないまま、合法であるにも関わらず統制の対象になってしまっているという現状があります。 「違法ではない」情報を、青少年を守るためと称して、統制するのは全く不当であり、その情報が合法であるのか、それとも違法であるのかという観点に立ち返り、一から情報を封鎖する理由の有無について考えていく必要があるのではないかと思います。 その他新たに知財計画に盛り込むべきことについて この情報化社会にあって、情報に対して、不当な統制をかけたり、いたずらに刑事的責任を拡大するのではなく、民主的な公開と、知的財産を共有する形で、進展した情報通信技術の恩恵を、市民社会全体で受けられるようなシステムの構築を進めていくべきだと思われま。 特に、これは児童ポルノ禁止法等にも見られる動きですが、いかなる性質の情報であれ、その「受け手」に対して刑事的責任を負わせようとする法的な新概念は、無数の市民を「犯罪者になるかも知れない」立場に追い込み、市民社会全体を、法的処罰の脅威によって委縮させる一方で、実効性が全く見込めないということが、既に(児童ポルノに関する数々の客観</p>

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【個人】

	<p>的なデータによって)明らかになっている、完全に破綻したシステムであると言えます。民主的な市民社会の維持という観点から、「いかなる情報であれ、取得者、所持者等の『受け手』を処罰対象に加えない」とする大原則の構築が必要であると思われます。</p>
24	<p>ところで、「児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案」は与野党から提出されておりますが。この法律案は、非常に危険性が指摘されており、問題点が拂拭されていないところがありますので、御意見致します。</p> <p>問題点</p> <p>与党案の単純所持の禁止や、民主党案の取得罪の創設は冤罪に繋がる恐れがあり、内心の思想を取り締まる法律案になりかねません。 ヒステリックに単純所持を規制をした国は、犯罪増加が決果として表れて、逆効果になってしまいます。 普通一般に売られている漫画・アニメ・ゲームが曖昧な判断で児童ポルノだと決め付けられた場合、合法的に買った人達が、受け手の犯罪者になってしまいます。 最近、マスコミの中立な公正に欠ける報道にも、疑問を投げかけますが、1歩間違えば、何の罪もない人達を逮捕する事になりかねない法律案に なりかねません。 多くの人達が、“児童買春・児童ポルノ禁止法改正”により、冤罪の 危険性が起きるのでは？と非常に危惧しております。 それに、漫画・アニメ・ゲームの創作物で描かれている人物は、被写体の 人物が存在しない以上、描かれている人物が児童に該当するのか、客観的に判断する根拠がどこにあるのか？疑問に思います。 実際の児童を守る事が大事なものは十分に判るのですが、それを理由に表現の自由で守られる法益を逸脱する事は、断じて許せないと思います。 多くの人達が反対しているのにも関わらずに問題点を無視する事は、この法案自体は民意に反します。</p> <p>今の日本は、以下に民主主義的でないかという事を象徴する法案だといってもいいでしょう。この法律案は、非常に問題点が多いので、改悪に断固反対すると共にご意見 させていただきます。</p>
25	<p>二度目のご意見をしますが私としては、お上とかによる規制法には反対なもので特にダウンロード規制法とかのいかにもオタク文化を破壊する法が色々出ていそうで、こういう法律はかえって、オタクなどの若者の怒りを買う事に成るので本当に、こういう法律で息苦しい世の中にして欲しくないの、こういう法律を制定するのには大反対なので前にも、意見を言った通り、私は、お上とかによる表現規制とかには大反対なので、こういうものを出すのでしたら、もっと、オタクなどの若者とかの意見を、もっと聴くべきかと思うので、お上とかによる表現規制とかは本当に止めて欲しいものです。</p>
26	<p>児童ポルノの単純所持規制、創作作品への規制(小説・漫画・ゲーム・映画)への規制に反対します。単純所持規制に関しては・基準があいまいであり、冤罪を生みやすい。 これを利用し、意図的な手段で特定の人物を社会的に抹殺される恐れがある。・海外で家族の写真(プールや風呂での写真)が児童ポルノ扱いとなり 投獄されているケースがある 創作作品への規制への反対の理由として・判断基準があいまいであり、論次次第では「源氏物語」に代表される 古典文学すら同規制の対象にかかりかねない。 また判断する団体の権限が肥大化し、意図的に犯罪者を作り出す事も可能になってしまう。・表現の自由が著しく害される。・同様の規制を行ったアメリカ(連邦最高裁で違憲となったが)において そうした扱いを受けかねない表現を用いた結果、大きくコンテンツ力が低下した。・児童への犯罪率の上昇を理由に、創作作品への規制を訴えている団体があるが、 犯罪白書上のデータでは同団体が主張するような上昇傾向はなく、ほぼ横ばい状態である。 また規制の効果ははっきりとはせず、創作作品への規制を行っている国の 児童への性的犯罪の率は日本よりも遥かに率も数も高い。・そもそも、日本においての猥褻物への規制は、松文館裁判でもみられるように非常に厳しく 裏を返せば現行法での対処が可能ということである。にも関わらず、 表現の自由を害する、文化的作品の喪失の危険を孕む規制強化には納得ができない。・また同規制への反対の声は、法律名が「児童ポルノ規制」で</p>

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【個人】

	<p>あるため、正当な理由、考え方での反論・反対を胸のうちに秘めていても、表立っての 反対が難しい状況にある。(反対＝ペドフェリアのレッテルを貼られるという恐れ、 また規制強化を訴える団体の一部は、実際にそういう風にレッテル貼りにかかっている。) この法案を進めるのであれば、賛否問わず広く自由な意見を出し合える環境を 整えていただきたい。</p>
27	<p>ダウンロード違法化問題について</p> <p>今回閣議決定がなされてしまった著作権改正におけるダウンロード規制の件であるが、この問題については多くの人が 文化庁の募集したパブリックコメントにおいて反対し、きちんと問題点を指摘していたにも関わらず、事実上それらの危惧を 無視して強行した事は民意に反する事であり、民主主義においてあってはならない事である。その上で指摘するのだが、インターネットの性質上、 例え名前はそれを匂わせるデータであるようにみえても中身がトロイなんて事は普通にあるわけで、 ファイルを落としてみるまではその中身は判別できず、それこそダウンロード自体違法化する事により、 受け手側が犯罪者扱いされる事でネットを閲覧する事自体地雷原を歩くにも等しい行為になりかねず、 いつ著作権団体から訴えられる危険性が生まれてしまうこと。尚且つ、海外において現に踏み台にされて、 普段ゲームをしない夫婦が違法コピーで訴えられたという事例もあり、 この事から日本においても同等の危険性が起こりえること。またここにおいて「情を知って」と言う要件で冤罪を回避しようとしているみたいだが、それこそ判断するのは捜査機関であり、 自白を強要されたなら何の抑止力にもなりえない事。少なくとも一般人にとって余りにも弊害が多すぎ、今回の法案自体余りに民意に反する形で提出され閣議決定されたと言う 無茶苦茶とも言える経緯があるため強く反対する。 ネット規制について コレについては現在ネットスター社の独占状態になっているのがまず一つ目の問題である。尚且つ、フィルタリングにより、権力者に都合の悪い情報を遮断し、知る権利を奪う事も十分考えられる。 現に総務省の行った携帯電話のフィルタリングにおいては、青少年が普通にブログはおろか 政党や省庁の HP すら見れなくなったと言う 無茶苦茶な事例も起こってしまっている。 少なくとも青少年ネット規制法についても個人レベルだけでなく、企業レベルにおいても言論の自由等の観点からその成立に対し、 多くの反対がなされていたにも関わらず、話し合いが不十分なまま成立してしまった経緯があり、警察庁の提出した出会い系規正法に ついてもネット上では年齢関係なく会話がなされ、どのようなサイトであってもコミュニケーションサイトとなり、 人と出会う可能性があると言う事実があるのも無視して、登録制と言う無茶苦茶な内容の法案を提出し、成立してしまった事。そして拡大解釈がされれば、それこそゆくゆくは通常の SNS まで対象とする危険性があること、 またメール等でお茶を誘ったりした会話や書き込みをただで逮捕されてしまう危険性がある事 現状がメールや手紙等を使って話し相手になってくれる人を募集しただけで逮捕され、未成年者でも例外なくアウトと言うある種 共謀罪的側面を持っている事。これ等の事から罪刑法定主義や検閲の禁止にもかかるとも考えられ即刻、改正前の内容に戻す事を検討する事を望む。 少なくとも現状、2ch 等でインターネット上において一見しても冗談のような書き込みですら逮捕されてしまう という非常に一般人にとって誰しものが逮捕されてしまうという危険な状態とも 言えるわけで、これ等の事についてももっと話し合う事を望む。</p> <p>その他新たに知財計画に盛り込むべきことについて</p> <p>児童ポルノ規制の検討においては単純所持規制についても民主党の掲げている取得罪についても インターネット上において受け手側が犯罪者にされる事により、URL 等を踏み、もしくはそのアクセス履歴を踏む事で誰しものが犯罪者に される危険性がある事。また取得罪ではツーストライク制をとっているみたいだが、ブラウザクラッシャー等をみればわかるように 多段的に起動させたり、1 回アクセスしただけで複数回アクセスしたように見える方法がある等、 また確認のためにも</p>

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【個人】

	<p>う一度踏む等の行動は誰しもありえること。2回と言う基準自体冤罪に対しては何の抑止力にもならない事。自民案も民主案両方共余りにも定義が曖昧すぎるため、それこそ拡大解釈が十分可能であり、捜査機関が恣意的運用を行い国家刑罰権の濫用されてしまう事態が十分考えられる事。そして何より、現行法において提供目的の所持については禁止されているので、ネットの流通の阻止と言う意味においては現行法で十分可能であり、この事からネットの流通の阻止と言う意味から単純所持の厳罰化も取得罪を進める理由にはならない事。少なくともこれ等の事からダウンロード規制と同じく受け手側が犯罪者にされる事で誰しもが逮捕されるなど問題点が多すぎ、弊害が多すぎるため反対する。</p>
28	<p>無効審判において当事者対立は自然な姿と思えるのですが、審決取消訴訟において当事者主義の法的な根拠が不明です。無効審判においては当事者対立で特許庁審判部が審決を行うことは当然であると思われませんが、その特許庁が行った審決の取消に係る行政事件に対して、判断した行政が知財高裁における取消訴訟において当事者にならず、行政判断の審決を当事者で争うのは行政事件訴訟において法的な根拠が理解できません。代理人の主張不足により裁判官の事実理解不足を招き、職権判断が可能な特許庁の審決が逆転する可能性があり、それが判例となってしまうと事実関係が誤って確定する可能性があります。無効審判の審決取消訴訟においては、当事者は特許庁(被告)と訴訟提起人(原告/審判敗訴側)とし、審判勝訴側は補助参加人とするほうが、法的にも事実内容的にも安定すると思われます。特許権の早期付与を目的に異議申立制度をなくしましたが、特許権を安定させるためには異議申立制度を復活することも有効と思われます。また、侵害訴訟における無効の抗弁についても無効審判の当事者対立と同様の形態になっており、同様の問題点を含んでおり修正する必要があると思います。無効の抗弁の判断の基になった「キルビー最高裁判例」は、「原出願については、原発明が公知の発明に基づいて容易に発明することができるものであることを理由として、拒絶査定が確定した。本件発明と原発明は、実質的に同一である。」ことを前提に、「特許に無効理由が存在することが明らかで、無効審判請求がされた場合には無効審決の確定により当該特許が無効とされることが確実に予見される場合にも、その特許権に基づく差止め、損害賠償等の請求が許されると解することは、相当ではない。」としたもので、確実に無効となることが予見される場合について無効の抗弁を認めたものであり、現在行われているような無効審判と同様な抗弁までも認めたものではないと解されます。特許権について安定的な制度の確立をご配慮をお願いします。</p>
29	<p>知的財産推進計画2006および2007では、「タイプフェイスの保護を強化する」と記載され、この内容は、タイプフェイスに関する保護の在り方について検討し、必要に応じ適切な措置を講ずる。というものでした。これに基づき、平成19年度「タイプフェイスの保護のあり方に関する調査研究報告書」がまとめられました。しかしながら、この調査研究においてはタイプフェイスを保護すべきかどうかを検討したに過ぎません。この報告書においてタイプフェイスは知的財産であると記載されているにもかかわらず、『個々の問題における経済的被害が小規模であること、また、問題の実態を把握することが困難であることから、実効的な問題への対処ができないという状況にある……その際に、本委員会で整理した論点が、その問題解決に必要な措置を採るための一つの土台となることを期待する。』との記載に留まり、その後具体的「保護の強化」につながる適切な措置は講じられていません。2000年最高裁がタイプフェイスに対し、著作物の要件を「顕著な特長を有する独創性と美的鑑賞の対象のなり得る美的特性を備えたもの…」と判示して以来、侵害者はこれを盾に横暴を極めていく現状に変化はなく、タイプフェイスは、フォント使用許諾契約関係にない使用者(海賊版使用者等)の方が、契約者よりも自由に盗作や不正使用できるという不合理がまかり通っています。デジタルデータに包括されたタイプフェイスデザインは、具体物ではない(従来のおいわゆる仲介業者を必要としない)ことから、個々人による直接盗用や使用が容易であります。このため、侵害者による個々の侵害量は比較的少ないものの、浅く広くはびこり、ますます侵害の実態は掴めなくなってきました。急激なタイプフェイスの増作・氾濫、タイポグラフィの意思に反した使用(使用許諾契約違反)等、使用実態に見合わない収益の低下により、センスと力のあるタイプフェイス創作者ほど創</p>

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【個人】

	<p>作継続が不可能となるという深刻な状況であります。このままでは、美しい日本文字の継承と発展はありません。タイプフェイスの需要が高まる中、タイプフェイスの制作者と使用者の双方において、フォントとタイプフェイス(書体)の違いを正しく認識していないことも侵害を増幅している要因です。冒頭の調査研究委員会でも、この違いについて理解するために多くの時間を費やしました。いずれにしろ、いまだタイプフェイスデザインに何の保護も与えていない日本政府の著作物への対応はいかかなものでしょう。タイプフェイスに限っては、保護態様が難しいことを理由に多くの侵害をモラルで守れというのは、まったく不誠実。難しいものほど明瞭にすべきであり、円滑な文化活動に貢献する環境を創る事が国に課せられた使命ではないでしょうか。タイプフェイスが他の著作物と平等に扱われ著作憲法で保護されるよう、著作憲法の改正を要求致します。</p> <p>関連する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ●タイプフェイス保護と現意匠法／商標法との矛盾： 約8000字以上の創作タイプフェイス(書体デザイン)の意匠はまったく保護されないで、同書体から選んだ数文字は、意匠権や商標権で保護されている。意匠登録には、創作者ではなく使用者の氏名が創作者として掲載されている。 ●タイプフェイス保護と現著作権法との矛盾： タイプフェイスの内、毛筆や幼児のつたない文字など肉筆は著作権で守られるのに、独創性があってもデジタル文字は守れない。創作者の道具が筆からマウスに変わっただけで独創性や著作物性に変わりはない。 ●和文タイプフェイスの海外登録と審査： 日本のフォントベンダーは、新創作タイプフェイスについては、保護の領域を少しでも拡大するため、海外で登録し権利を取得している(米国特許や、韓国デザイン法)。日本固有の文字である漢字・かなのタイプフェイスの類似等の審査が海外で行われている。
30	<p>92 ページ「本編第4章 I 3(1)(7)青少年を有害情報から守るための取組を奨励・支援する」とありますが、この点に懸念を抱きます。「フィルタリングシステムの構築など業界の自主的な取組」のみに留まるのであればまだわかるのですが、コンテンツへの無意味な規制を推進する足がかりにもなりかねないのではないのでしょうか。もし「未成年がアダルト・出会い系等のコンテンツに触れる機会が多いから有害だ」という主張があるのなら、それは本末転倒以外の何者でもありません。「未成年には売らない、買わせない、見せない」という昔からのルールを徹底するだけでよいのです。よくインターネットがその槍玉にあげられますが、その点も保護者がきちんと確認して未成年には見せてはいけないコンテンツにアクセスできないように意識していればよいだけの話です。もしこの項目がコンテンツの制御への足掛かりになりかねないのであれば、それは16ページの「2. 海外展開を加速する(1)日本のブランド発信力を強化する」、95ページの「4. 世界中のクリエイターの目標となり得る創作環境を整備する(1)創造活動を支える環境を整備する」または「(3)一億総クリエイター時代に対応した創作活動を支援する」と矛盾するように思えます。あらゆるコンテンツの創作には表現の自由が保障されていなければなりません。</p> <p>以上、乱文ではありますが、一国民として意見を申し上げます。</p>
31	<p>特に児童ポルノ禁止法改訂による表現規制及び、偽計により本人の意志に反して譲り受けた際の保護規定が無いままの単純所持禁止、に反対します。知らないうちに自分が犯罪者になっている恐れがあるため、解釈次第では非常に危険な法律になると考えます。</p>
32	<p>児童の定義もあいまい、ポルノとヌードの区別もない状態で、「単純所持」の禁止をするなど、正気の沙汰ではありません。ましてやアニメや漫画、ゲームまで制限してはコンテンツ産業に多大なダメージを加えることとなります。そして冤罪事件が多発し警察の権限が拡大し治安維持法の再来と言われる この法律を今一度見直し真剣に協議する必要があります</p>
33	<p>全てにダウンロード、アップロード規制をかけてしまうと 自分らの利権がらみで違法としたいとしか考えられません。私はニコニコ動画などを見てますが MAD や</p>

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【個人】

	<p>ニュース関連での都合の悪い指摘をされると すぐに削除されます。今でも動画にきつい規制をしておきながらも さらに規制をするのはさすがにどうかと思います。下手をすれば情報統制になって自由がなくなってしまうのは 日本国ではあってはならないことです しかし、違法はいけないと思いますのできちんと線引きをした上で やってほしいと思います。</p>
34	<p>標記の件についてご意見させていただきます。以下インターネットに乗っておりました定型文になり、他の方の意見と重複するかも知れませんが、ほぼ私の意見そのままとなります。お手数ですが、ご査収よろしくお願いたします。</p> <p>まず第一に、同法における「児童ポルノ」の定義が非常に曖昧であり、2条3項に列挙される説明では、とても充分なものとは言えません。今後も国民生活を脅かすことの無いよう、定義を精密かつ明確なものにするよう求めます。</p> <p>第二に、同法に対し、画像・映像などの「所持、取得」に関する新たな罰則を設けることは、多くの冤罪発生や、捜査権の濫用、プライバシーの侵害や、行き過ぎた監視国家化が引き起こされる可能性が高く、日常的国民生活を脅かすものとして、これを設けないよう求めます。</p> <p>第三に、「イラスト」等の被害者の存在しない創作物も同法に含めるべきとする議論に関しては、実在する児童を保護するための法律である以上、保護法益を無視した主張であり、法の運用を混乱させ、表現の自由を侵害しかねないものと考え、これを同法の範囲に含めないよう求めます。</p> <p>第四に、同法における保護法益の認識が混乱している背景は、法律名自体に「児童ポルノ」という認識上の誤解を招きやすく、また被害児童に対しても配慮を欠く表現が用いられていることに端を発するものと考え、「児童性虐待防止法」等のより適切な法律名に改め、法律名に「児童ポルノ」の言葉を用いないよう求めます。</p> <p>第五に、同法の附則に存在する「三年を目途」とする法改正の検討要請は、特に法的な根拠も合理性もないものなので、これを削除し適時必要性が生じたときに改正を検討するよう求めます。要約すると以下の事を求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、「児童ポルノ」の定義を、精密かつ明確なものとする事 2、画像・映像等の「所持、取得」に関して新たな罰則を設けない事 3、「イラスト」等の被害者の存在しない創作物を、同法の範囲に含めない事 4、法律名を「児童性虐待防止法」等の適切なものに改め、法律名に「児童ポルノ」の言葉を用いない事 5、「三年を目途」とする法改正検討の要請を削除し、必要が生じたときに改正を検討する事 <p>以上</p>
35	<p>日本国の特許の審査結果を世界中で活用していただく。日本国は、世界から尊敬を受けるような特許審査を行う。日本国特許の審査について、日本語以外の言語の引用文献も積極的に使う。特に、日本国以外に対応特許が出願されている特許案件についてこのような運用をする。特許の審査は、単なる日本国出願人への通知ではない。世界に対して十分な説明責任を果たす必要がある。これまでの日本の特許の審査は、日本語の引用文献を用いることが多かった。今後は、技術分野によっては英語圏の主要文献を積極的に引用すべきである。また、特許の審査における引用は、健全な技術体系の形成にも貢献すべきである。主流の技術が優先されて引用されるべきである。特許の審査での引用文献をたどっていくことで、その技術分野の体系が得られるのであれば素晴らしい。さらに、日本の特許のデータベースでは、海外の出願人名や発明者がカタカナのみで登録されており検索が容易でない。現実的には、英語のスペルで、せめて出願人名や発明者の検索ができるようにならないものか。出願人識別番号、発明者識別番号を国際的に統一して設けることができないかと考える。また、特許情報</p>

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【個人】

	<p>検索データベースは、一つの検索窓から各国の特許情報その他を引き出せるように設計する。さらに、米国特許庁の特許データベースのように引用文献にリンクされ、esp@cenet のように対応特許にリンクされることが必要。</p>
36	<p>特定出願人の知的資産経営の状況は、毎期の特許出願案件、出願審査案件、登録案件、審判請求案件等が基礎的なデータとなる。知的資産戦略策定には、各出願人の特許保有状況や各案件のステータス(生死等)が適時見えなければならない。特許出願案件と登録案件とは、それぞれ公報が発行されるため把握が容易である。しかしながら、現在の特許のデータベースで審査案件、審判案件を割り出すことは大変手間を要する。そして、特許庁の特許戦略ポータルサイトの各「自己分析用データ」については、公開されていない。資金が沢山ある大企業では分析できるが、資金がない小企業では分析ができない状態であり不公平である。例えば、各期の審査案件数の推移は、その出願人の知財費用に対する考え方や戦略が現れる。また、対応外国出願を有する日本国出願を抽出するが戦略の理解に役立つ。特許の各ステータスを検索項目として直接検索したい。生きているもの、死んでいるもの、審判しているもの等。無料の特許のデータベースで簡単に誰でも検索可能とすることが、経営者の知的資産に対する意識を変えるのではないかと推測する。特許庁が出願人の特許出願状況、審査請求状況、登録状況等をレポートしている(特許戦略ポータルサイト)。特許庁は特許の審査に専念すべきである。特許庁が威圧して民意をコントロールするようなことがあっては良くない。一方、特許戦略ポータルサイトに相当する情報は大変重要であり、特許庁が片手間にサービスするものではなく、特許庁から独立した組織で公平にきちんとサービスしていただきたい。特許庁の特許戦略ポータルサイトの各「自己分析用データ」相当を積極的に公開することは、知的資産経営を促進させ、産業・技術の発展に役立つと推測する。</p>
37	<p>知的財産推進計画2008に対する主張 ダウンロード違法化</p> <p>・ダウンロードの違法化は、インターネットに多数存在する受け手側を犯罪者化するものであり、これを取り締まるとなれば、大きな裁量を警察に与えることになる。概要にあるように、私はインターネットを利用する際のリスクを排除するべきだと考えている。よほど大きなメリットがない限りダウンロード違法化など認められない。放送と通信における著作権隣接権・著作権法はすでに現実に適合できなくなっており、権利を守ればよい結果がでるということはない。少なくとも、流通のコストをほぼゼロにしてしまったインターネットにおいては、著作権法を変化させなければ適合できず、コンテンツの発展を脅かす存在となるだけである。ネットにおける著作権隣接権の拡大は断固避けるべきだ。児童ポルノ法規制の強化・児童ポルノの単純所持規制、および、児童ポルノ規制を名目としたブロッキングやフィルタリングに反対する。これはダウンロード違法化と同じで、単純所持規制のような受け手の側を犯罪者化することはあまりにも処罰の範囲を拡大しすぎるものであり、たとえ単純所持規制による被害者の救済の効果があるとしても(私は救済の効果自体がないと思う)、弊害のほうが非常に大きい。また、何をもって児童ポルノとするかという定義の問題が解決されておらず、このままでは警察や検察の裁量を大きくするばかりである。昨今の政治情勢もあるが、私は警察や検察の裁量を信用することはできない。以上を勧案すれば、児童ポルノ法規制の強化は認められず、また、現行法にある提供罪ですら過剰な規制であり、児童ポルノ法の廃止を検討するべきだと思う。現行の児童ポルノ法は廃止してしまい、新法を成立させることで対応するべきだろう。</p> <p>有害サイト規制</p> <p>・青少年ネット規制法をはじめとする、パソコンやケータイの有害情報フィルタリングの全廃を求める。そもそも、情報が「有害」であるかどうかなどは政府が判断すべきことではない。それはかつて大日本帝国やナチス、ソ連などが行った検閲と同じことであり、認められない。たとえ政府の機関でない第三者機関が判断</p>

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【個人】

	<p>するとしても、結果的に国民に情報を参照できなくなるのであればそれは検閲と同じことであり、やはり認められない。もし認められるとすれば、それは各家庭が個別の判断でフィルタリングを導入することまで。官製フィルタリングは資源の無駄である上、コンテンツの製作者、ISP 事業者、そしてインターネット利用者などの各所に迷惑をかけるのみであるから即座にやめるべきである。新たな官製不況の引き金となる。また出会い系サイト事業の規制も廃止されるべきだ。インターネットの世界では、事実上あらゆるサイトで「会う」ことが可能であるのに、このような規制を持ち出せば、あらゆるサイトに警察の介入を許すことになるだろう。それはインターネットの世界の自由を脅かす。この法律は警察に新たな許認可権を与えるものに過ぎず、犯罪の抑止にはほとんど結びつかない。多少犯罪を抑止できたとしても、その程度であればインターネットの自由を優先すべき。</p>
38	<p>昨年12月のパブリックコメントの時点からの新たな内容をお送りします。現時点で、この知的財産戦略本部の役目は終わっていると思います。次年度から廃止すべきです。</p> <p>理由：</p> <p>コンテンツ産業関連は全て、文化庁主導に移っている。文化庁長官が青木氏に変わってから、文化庁改革が行われ、必要な政策の進展速度がとて早くなっている。もはや経済産業省の官僚主導だった知財本部は役目を終えています。デジタルコンテンツや90年代に進められた、IT振興のために 携帯やパソコン、インターネット普及のために音楽やゲーム配信などが利用されてきたが、それらのインフラ経費がユーザ負担となり、音楽や映画／アニメ産業の収益を圧迫している。従って、今後日本は製造業をリストラする必要がある。90年代はじめのバブル崩壊の後、IT業界を労働力の受け皿としてきたため、それらの業界の労働者を食べさせるために コンテンツ産業の収益を利用されている 子供に携帯を持たせるべきでない、という政策が進んでいるにもかかわらず、携帯コンテンツを充実させる政策をとってはいけない。モバイルキャリア産業からコンテンツ産業の引き剥がしをすべきである。それらの労働者の他の産業への再配置が必要。産業特許関連が、著作物によるコンテンツ産業のように独立産業にならない 理由は、特許がライセンスの供与だけによる収入によって会社が成り立つ 構造になっていないため。これは、日本の経団連と電機労連などが、労働代価を特許を考えた個人に 還元しようとしなかったため、特許だけを事業にするという会社が 事実上成り立たないためです。もし、ライセンス料だけのビジネスモデルを成り立たせるためには、ライセンス供与会社は、特定の大企業の産業がら完全独立会社でなければ ならないし、自社でその特許を使った製品自体の販売を始める必要がない ため、設備投資や下請け工場など必要なくなる。これは、今までの日本の経団連と労連が進めてきた産業資本主義を捨てないと 絶対にできない。イギリスやアメリカが意図的に製造業を潰して、組立などを途上国に移転させ、それらの国の第二次産業での経済発展を促進させてきたことを 今の日本は行う必要がある。結果として途上国が経済発展して、日本のコンテンツ産業などの市場を広げる ことになる。今後の日本での知財戦略がやらないといけないことは、経団連と労連 の問題解決であって、特許や著作権、会社法など政府の制度政策ではない。それら制度政策は既に整備されている。都道府県にある、経産省と経団連、県の農水商工部門、特許庁などの天下り先 となっている産業支援センターを改革して、経団連、県の農水商工部門の出向者 を大幅に減らし、文化庁の著作権専門家と教育委員会の人間を産業支援センター に多数送り込むとよい。知財産業振興をしようとしているはずの産業支援センターが知財産業の発展阻害 している理由は、経団連、地方自治体の産業部門、製造業OBが 出向しているため。農業の生産性を向上させ、労働力の吸収ができるようにすべき。農業の生産地は良質な食品産地となり、音楽や映画などコンテンツ産業の集積地と共存できる。文化力による地方振興とはこのことを意味する。地方の産業振興のためにこれまで行われてきた工場誘致は、工場から出る煙、騒音、廃液など の理由から、コンテンツ産業との産地共存はできない。私的録音補償金制度を iPod ,IT 機器などにも適応すべき。JASRAC に対する、独占禁止法訴訟</p>

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【個人】

	<p>をやめるべき。著作権管理団体は会社ではなく営利目的ではない、複数の管理主体があると コンテンツ産業側とユーザ側は、音楽などのコンテンツ利用のために 余分の管理費用負担を発生させている。これは全て、前述した 90年代以降に進められてきたIT業界の労働力 代価へと消えてしまう。 製造業やIT業界をリストラするなら、JASRAC 以外は必要ない。(楽天もTBSから撤退した)</p>
39	<p>「知的財産推進計画2008」の見直しに関する事について意見を 述べたく、電子メールにて意見を送った次第です。具体的には、「有害なコンテンツから青少年を守る～」という 部分についてですが、どういう基準に基づいて規制を 行うつもりでしょうか？ その基準が曖昧なまま規制を行うだけでは、本来の目的から 外れるだけではなく、表現の自由の一方的な侵害や ひいては重大な人権侵害を及ぼす可能性が大きいと言わざるを得ません。特に、著作権の延長やダウンロードの違法化及び児童ポルノ防止法の 改正に基づく児童ポルノ及びそれらに準ずる写真や絵画の 単純所持禁止が論議されていますが、万が一それらを本人の意思に 反して取得した場合の保護規定や免責に関しては一切触れられて いません。コンテンツの育成・発展を本当に行うのなら 表現の自由や人権の観点からの見直しも必須では ないでしょうか？ 拙速な論議で結論を出すことだけは避けるよう 強く願います。</p>
40	<p>「知的財産推進計画 2008」の見直しに当たり新たに盛り込むべき政策事項について 「知的財産推進計画 2008」の見直しに当たり、次の点を政策事項として盛り込むべきである。 盛り込むべき政策事項： 「知的財産推進計画」に係る政策評価 知的財産推進計画は、2003年に最初の計画が公表されて以来、2期6年にわたり各種施策を決定し、実行してきた。2009年から第3期目を迎えるに当たり、知的財産戦略本部は、これまで推進計画に基づき実施されてきた各種施策の我が国経済等に与えた影響等、その効果を適切に評価し、必要に応じて施策の抜本的見直しを含む対応を採ることで、責任ある行政を遂行しなければならない。評価及び見直しの対象とすべき施策として、平成14年通常国会において成立した「著作権法の一部を改正する法律」において創設されたいわゆる「レコード輸入権」(商業用レコードの還流防止措置)を示す。知的財産戦略本部は、衆参両院における当時の附帯決議に従い、直ちにその実効性の検証とその結果に基づく見直しに関する検討を開始すべく、知的財産推進計画 2008 の見直しに当たり、新たな政策事項としてこれを盛り込むのである。第159回国会において、衆議院は、「著作権法の一部を改正する法律案」について、次の事項を含む附帯決議を行っている。著作権法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(抜粋)「六 還流防止措置導入後の消費者への利益還元、内外価格差及び商業用レコードの輸入状況等諸情勢について、継続的な評価及び分析を行い、還流防止制度全般について、必要に応じ適切な措置を講ずること。八 本法施行後一定期間経過後、還流防止措置の必要性並びに消費者及びレコード流通業者の権利利益の保護をめぐる状況について検討を加え、その結果に基づいて還流防止措置の廃止、保護期間の短縮を含め必要な措置を講ずること。」上記法律案に基づく改正著作権法は、施行以来これまでの間、上記決議に従い、政府において、著作権法の見直しについて検討された形跡はみられない。なお、附帯決議が政府に当時の文化庁次長及び文部科学大臣は、衆議院文部科学委員会において、次のとおり答弁している。「第23号 平成16年5月28日 ○素川政府参考人 附帯決議自体は、これは基本的には政府に対するものでございます。政府は、その趣旨を体して、その実施に努めるというものでございます。 附帯決議自体は法律そのものではないということは、もう委員御案内のところだと思いますけれども、政府におきましては、附帯決議は尊重しながらその実施に努めてまいるというのが基本であるということは御理解いただきたいと思ひます。○素川政府参考人 附帯決議や法案審議における答弁というものは、先生から先ほど御質問ありましたような法的拘束力を持つかという意味においては、それ自体が法的拘束力を持たないということは自明のことであると存じます。 ただ、附帯決議、法案における審議ということにつきましては、これは政府と</p>

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【個人】

	<p>して、その法律の解釈、運用に当たってそれを踏まえて行うという意味におきまして、非常に大きな意味を持っているものと存じております。第25号 平成16年6月2日 ○河村国務大臣 国会答弁に法的拘束力はないということをお答えする表現、御指摘の点について、私は、表現は適切でなかった、こう思いますので、この点については、心構えだけだということにはならない、このことはやはり訂正しなきゃいかぬ問題だと思います。国会における国会答弁、国会における我々の答弁、そしてまた附帯決議というもの、これは行政を進める上で極めて大きいもので、とういものである、こういうふうには考えております。」なお、当時の文化庁次長は、現在の知的財産推進事務局長(素川富司氏)である。素川事務局長は、行政を司る者として、その言に違わぬ行動をもって自らの行動及び発言に対する責任を果たすべきである。</p>
41	<p>無効審判等の審決取消訴訟を知財高裁で争った場合に、主張が不十分だったり裁判官の技術認定の理解不足等で、判決に事実認定の間違いがあった場合に、上告しても法律審の最高裁では却下若しくは棄却されてしまう。再審しようとしても産業財産権の再審は民事訴訟法を適応しており、「判断の遺脱」は再審理由となるが、「事実認定の判断の誤り」は再審理由とならず、知財高裁での「事実認定の判断の誤り」による特許無効判決があっても覆すことはできない。特許無効審判は他の先行技術文献の証拠がある限り、制限無く起こすことができるので確立としては無効になる確率のほうが多くなる。知財高裁での「事実認定の判断の誤り」は再審理由となることを望みます。</p>
42	<p>ダウンロード違法化反対。誰が何にアクセスしたのかを検閲する行為は、絶対に行ってはいけない。ダウンロード違法化は、情報摂取の自由や知る権利の剥奪である。そもそもダウンロードとストリーミングの区別が付きにくい。情を知ってと言うが、個人の行動など解るはずもなく恣意的に運用される。日本は当時の文部省が12年前に、アップロード違法化の送信可能化権を作ったが、欧米は追随せず Youtube などの動画共有サイトで市場を占有した。そして今度は文化庁と権利者団体がダウンロード違法化を画策しているが、アメリカではテレビ番組のみならず、映画やプロモーションビデオなどの配信サービスが隆盛しており、受け手側はフェアユースによって再利用している。日本は12年前の出来事を繰り返してはいけない。100年に一度の大不況時に、市場を閉じてしまうようなことをしてはいけない。パブリックコメントで反対意見が多数であったことを無視してはいけない。特定の意見ばかりを汲み上げてはいけない。どうかダウンロード違法化などせず、国民目線の知的財産推進をしてくださるよう切に願う。以上。</p>
43	<p>第4章 コンテンツをいかした文化創造国家づくり 3. 多様なメディアに対応したコンテンツの流通を促進する について違法にアップロードされた動画や音楽を私的複製の許容範囲から外れるのは間違っていると思います。⑥違法コンテンツ配信の根絶に向けた取組を推進する 『縫灰鴉騰鴉陳鷗○・伴圓紡个掘』・杰・汽う伴永魅沔璽・良嬪燭箇稻。灰鴉騰鴉椎喀針里燭尻竜蚕回・蠱覆粒范儂鯨イ后」ですが、適法配信サイト識別マークですが複製されたりし本物か偽物かわからなくなる ⑦青少年を有害情報から守るための取組を奨励・支援する ですが。政府が有害だと思うものをチェックしていったら検疫になります。</p>
44	<p>今回の「知的財産推進計画2008」の見直しについて、主にコンテンツ規制に関する意見を送ります。 ・違法複製されたコンテンツからの私的複製の許容範囲の見直しについて 文化庁の文化審議会著作権分科会で提出された「情を知ってダウンロードする行為を違法化する」という制度改正案は、ややもすると全てのインターネットユーザーを犯罪者にしてしまう可能性が高く、「情を知る」という極めてあいまいな規定は冤罪を誘発する恐れがあります。現行法においても違法複製されたコンテンツをアップロード等によりネットワークに流出させることは違法とされており、これ以上効果的なネット上の違法コンテンツの取り締まりは存在しないと思われます。無用な規制はユーザーを萎縮させ、結果として市場規模そのものも萎縮させてしまう可能性があります。</p>

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【個人】

	<p>・私的録音録画保証金制度の見直しについて</p> <p>最近では再生機器の多様化によってさまざまなコンテンツの楽しみ方が増えています。そのためこのままあらゆるコンテンツに関する記録媒体や再生機器を私的録音録画保証金制度の対象内にしてしまうと、保証金の二重三重取りになってしまいます。こうした矛盾を解消するため、私的録音録画保証金制度は廃止すべきです。</p> <p>・保護期間の延長について</p> <p>著作権の保護期間のむやみな延長は、既存の権利のみを保護し、ユーザー側がそのコンテンツを自由に楽しむ時間を奪う極めて不平等で配慮の欠けた政策です。また作家の死後、商業的に成功したコンテンツは長く流通しますが、商業的に失敗したコンテンツは流通の機会を失い、極めて重大な文化的損失となります。権利者とユーザーが常に対等な立場にあることが、社会が文化的に成熟していく条件だと私は思います。保護期間の延長はその関係を破壊する、ユーザー側にしてみれば許しがたい政策です。保護期間を延長しないことを強く願います。</p> <p>・違法コンテンツ配信の根絶に向けた取り組みについて</p> <p>ファイル共有ソフト対策は、国民の通信の自由やプライバシーを侵害する可能性があります。これに関しては極めて慎重な議論が重要で、なおかつ通信の自由を絶対に侵害してはいけないという文言が必要だと思います。</p>
45	<p>・P7 公費の垂れ流しをひたすら強調しているが、知財におけるイノベーションの加速は経済学的に“規制緩和”以外に存在しないことが既に証明されている。ケインズ型のバラ撒き政策が成功した事例など(日本を含め)世界中のどこにも存在しない。バラ撒きをもたらすのは一部権利者及び一部権利者と結託した一部省庁が潤うだけの効果である。</p> <p>・P16 警察庁やマスコミにはゲームやアニメ・漫画を敵視し、安易に犯罪の原因であると吹聴する風潮が存在する。これは必然的にブランドを傷つける行為であり、ブランドを強化するのであればこういった行為を犯罪として禁止すべきである。また違法なコンテンツであっても権利者～場の提供者間での調整が行われつつある。無知な外野が安易にクチを挟むべきではない。</p> <p>・P50～51 P54 P56～61 コピー製品であればその対策強化はそれなりに意味があるが、実際にはそれすらも一利あって害百を為すことが少なくない。著作権が文化的発展を第一義として規定されている以上、文化の独占が発展を阻害する場合にはむしろ権利者側が著作権法違反と“ならなければおかしい”ケースも多い。例えば音楽・著作・映画等で“廃盤”になっていながら“著作権は保持し続けている”といった問題がある。これは典型的な“著作者の怠慢により文化的発展が阻害されている”ケースである。こういったケースでは一般消費者は“特定の著作物を欲している”場合に“著作者に正当な対価”を支払い、“著作物を入手”することがそもそも不可能となる。米 Google による書籍の電子化及びそれに伴う廃刊書籍の販売は正にそういった異常事態に対するブレイクスルーであるが、日本でも同様の制度を設け、一定の著作権料を支払えば廃刊・廃盤となった商品を自由に販売できる仕組みを導入すべきである。これが整えば一定の海賊版需要は抑えられ正当な流通が復活する。また、いわゆる二次創作・三次創作といった“パロディ”作品についても現行法では“海賊版”として処理されることになる。本歌取りに代表されるモンタージュで既存の名作から新しい作品を作り出す技法と習慣は我が国の文化に根強く存在する。知財として重要視されるコンテンツの製作者にも、こういった二次創作をアマチュア時代に行って人気を博し、やがてプロとして自立した例は枚挙に暇が無い。単純なコピー製品や、既存のイラスト・絵柄などを単純に印刷しただけのグッズといった純然たる意味での“海賊版”と、二次創作の結果生み出された“新しい文化”としての創作物とは完全に分けて考える</p>

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【個人】

	<p>べきである。また、YouTubeにせよニコニコ動画にせよ既に“海賊版”を逆に“商売として利用する”形態を模索しつつある。現状を把握していない＝無知な部外者である学者・官僚といった人々がクチを挟むべきではない。・P92 “有害情報”なる文言が用いられているが、情報は常に透過的かつ中立であり、情報が害をもたらすという主張は呪文や呪術、宗教や神仏・悪魔を本気で信じているような幼稚で拙い思想に基づくものである。また有害情報はしばしば違法情報と並んで用いられるが、そもそも未成年者の売買春情報のような間接的な“害悪がある”場合はそもそも法的に規制されており、違法情報ではないのであれば“害が認められない”が故に違法とならないことになる。つまり定義上、“有害情報”とは“無害である”が故に“違法とできない”情報であり、特定個人・団体にとって“都合が悪いだけの情報”にすぎない。であるにも関わらず“有害”と称する行為は該当の情報を扱うクリエイター・業者・利用者全ての人権を侵害する名誉毀損である。間違っても行政が利用してよい文言ではない。ましてこういった情報の取り締まりを行政が行うべきではない。</p>
46	<p>知的財産推進計画2008に対する意見 (意見の概要)</p> <p>中小・ベンチャー企業への知的財産を活用した公的支援を、中小・ベンチャー企業側からの申請・申し出を待つ受身型の支援から脱却し、支援機関等のサイドから中小・ベンチャー企業へアプローチし、経営の実態に則した支援内容とする方式に切替える。</p> <p>(背景)</p> <p>従来の知財支援の対象企業は、結果として従業員規模 30 人以上で経営がある程度安定した企業しかその恩恵にあずかれていないのが現場レベルの実態であり、しかも知財の専門家は中小・ベンチャー企業側からの申請・申し出を待つしか現場レベルに入り込む術を持っていない。</p> <p>(具体的方法)</p> <p>そこで、中小・ベンチャー企業の日常の経営課題に対して現場レベルで指導・アドバイスしている経営指導員(公的機関等に所属している中小企業診断士、経営コンサルタント等)に対する知財教育を、知財専門育成機関(知財教育協会等)との連携体制を構築して徹底するとともに、当該資格付与の要件として知財科目を義務付ける方法等の仕組みを検討すべきと考える。 意見提案者は、上記の実態を踏まえ、現在大学院の知財専攻コースで、従業員規模 30 人以下の中小・ベンチャー企業が知財支援の恩恵にあずかり、知財経営が全ての中小・ベンチャー企業に浸透して中小企業経営の底上げに繋げ、「知財立国」の一翼を担えるようになるための手法等を研究テーマに据えている者である。 ※「知的財産推進計画2008」(2008年6月18日)の関連項目 本編 第3章 Ⅲ 中小・ベンチャー企業を支援する 3 中小・ベンチャー企業の知的財産の事業化を支援する</p>
47	<p>侵害訴訟や職務発明に係る訴訟は裁判例も多くなり裁判所や代理人等で争点整理が行われていることと思われませんが、まだまだ知財に関する争点の主張や手順等は代理人の技量によるところが大きいと感じます。代理人の持ち味は研究の賜物でしょうが、詳細な争点整理をマニュアル化し公開して頂くと当事者もよく理解できる事となると思われ。 特許権の範囲、損害額、発明者の特定、相当の対価(独占の利益等による貢献度)などの争点について、詳細な主張や手順をまとめてマニュアル化すれば当事者弁論主義の訴訟における判決の評価水準の均一化に結びつくと思われ。 特に、職務発明において、企業内で苦勞して作成した「対価について定め」があっても「その定めたところにより対価を支払うことが不合理」であるか否かを判断することになり、定めた額が多ければよいが少なければ追加で支払う必要が出てきます。対価の額の算定方法について、特許権による売上の貢献度の詳細な事項をマニュアル化することで算定額を今よりも均一化できるものと思われ、企業にとっても想定することが容易になり、基本特許で顧客吸引し他社製品化を排他して売上に貢献しているものについては注目を</p>

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【個人】

	<p>要し、相当商品が販売される中での類似品の防止特許のようなものはそれなりに考えるという一定の基準ができると思われます。また、特許発明の件数や特許権を利用した商品の販売の効果は人事考課と連動していることが多く、発明の対価として特定された発明報償の金額以外に特定することが不明確な金額も存在するケースが多いと思われ、今後の人事制度にも影響するものと思われます。</p>
48	<p>先使用権制度を利用する事例は、商品に反映されにくい生産方法などノウハウとしている場合や出願前に商品化される場合などに限定されるのではないのでしょうか。生産方法などは商品を見ても特定されにくく、商品に反映されるような生産方法だけが特許権者の目に留まり、係争に至るものと思われます。特許権者が出願した際、既に商品化されているもので発明が認識できるものについては、公然実施に当たり特許権に無効理由が存在しますので、先使用権を主張するまでも無く公然実施の証明で特許権の無効を主張すればよいことです。発明がソフトウェアなどブラックボックス化できるようなものではない「物」である場合には、発明を特定することができるといえます。そうすると、発明品の商品化に当たり公然実施に至らない過程において、第3者が特許出願した場合に先使用権の制度が有効利用できるといえます。先使用権は、公然実施による産業財産権の権利放棄に際しての特定な期間に関する保護制度であることを再度認識する必要がありますと思われます。</p>
49	<p>【30条の適用除外】なぜ適法配信事業から入手した著作物を、ユーザーがバックアップしてはいけないんですか？貴方はまだ、記録媒体は必ず壊れる事がわかってないんですか？記録媒体、および再生機器の消失毎に同じ著作物を買わせるのは著作権者の不当要求であるとともに、記録媒体と再生機器の技術革新を阻害する事になります。よって、30条の適用除外には反対します。</p> <p>【コピーコントロール・バックアップについて】再生機械も記録媒体も、形あるものはいつか必ず壊れる物です。しかもメーカーは自己の利益のみを主張して、消費者に対する「供給保証の義務」を果たしていません。壊れるたびに中の著作物を新しく買わせる事、すなわち著作権利用料を徴収する事は「権利の乱用」そのものであり、消費者の権利を不当に侵害しています。再生機器の消滅、記録媒体の破損による著作物の消失を防ぐ為のバックアップは消費者の権利を守る為の「正当防衛行為」です。よって消費者側の複製権、デジタル機器の保守・修理時における一時的固定及び複製権の拡大、そしてこれらを保証するためにコピーコントロールの禁止を要求します。</p>
50	<p>【私的録音録画補償金について】ハードディスクみたいな物理的記録媒体にしる、RAMディスクみたいな仮想的記録媒体にしる、自作物の保存・利用のみに使用することを証明する為には、個人情報や会社の機密物件を著作権の管理団体の係員に見せなければなりません。そこまでして保証金を返してもらう人はそんなにいませんし、過去に返してもらった人は極少数しか居ないじゃないですか。それ以前に、これは著作権料の二重取りと言える不当な制度です。これを野菜に例えれば、夜食用に買って余った材料を次の日、残りを料理したら農民が来て「あなたはうちの農産物を二度使いました。ですので2個分の代金を払ってください。」と言ってるようなものです。これはどうみても不当な権利です。私的録音録画補償金はまさに「百害あって一利無し」。廃止すべきです。</p>
51	<p>【海賊版・P2P】5年前に売られていたコンテンツを今買うとなると、物凄い手間隙がかかるんですよ。メーカーが廃盤して、しかもその生産数が少ないと県内中の中古屋を探し回っても売ってない事もあります。残念ながら、それに疲れた人が海賊版やP2Pに手を出すことがままあるんですよ。特に海外では、現地人が日本のコンテンツを見聞きするには海賊版でなくては出来ない(リージョンコードや言語の問題で)、手に入らない地域もあります。「自分達の製品を買え」っていうなら、まず自分達の製品を店頭で並べるのが先ではないですか？ちなみに、音楽レコードの還流防止措置で、外国で発売された洋楽CDが買えなくなった洋楽ファンの間でも同じ問題が起きている「らしい(裏取れてません)」との事です。</p>

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【個人】

	<p>【模倣品だの2次創作だの】これは権利者が本来得るべき利益を増加し、新たな知的創造の意欲を沸き立たせる効果もあります。むしろ、日本は逆に模倣品や海賊版に甘かったからこそ、今の日本がコンテンツ大国になれたんです。むしろ、自分の原作を自分より上手に出来た作品を賞賛したり反省せずに、唯ひたすら貶める作家の方が 創作者として問題があると思いますよ。</p> <p>【『学ぶ』の語源は『真似る』】『漫画の神様』と呼ばれるあの手塚治虫は、いろんな映画や本を、特にディズニーからさかんに学びました。そのディズニーも創業期には何かあったようですね。今や世界一といわれる鉄道ダイヤ、あれも明治時代に日本に招聘された外国人技師から文字どおり盗み見しました。今や大企業となったコンピューターゲームメーカーで、『ポン(テニスゲーム)』と『ブレイクアウト(ブロック崩し)』のアタリと『スペースインベーダー』のタイトーに足を向けて寝られる会社はどれだけありますか。そのアタリもタイトーも・・・ そうそう、ボードゲーム業界も人の事言えないって話もありますな。模型に関しては、模型会社がモデルの車をバラシて徹底的に調べ上げ、最終的に本来なら『悪口』になる話が『プロジェクト X』クラスの『成功談』になりました。カメラ・自動車・半導体・ウイスキー・ジャズ・セラー服・カレー・超弩級戦艦、これ等全部日本起源じゃないでしょうか？ 人間ってのは、成功すると過去の事は忘れちゃうようですね。昔の借りを返すつもりで、模倣品や海賊版を見かけたらまずは『品質』を見てから対応を考えてもいいんじゃないですか？</p>
52	<p>●コピーワンスなどの録画機能の制限について テレビなどから録画したものを次の世代の記録媒体に、また次の世代の記録媒体に…… と繰り返し受け継ぐ事ができない制限は視聴者の利便を大きく欠くと 考えます。何らかの制限を設けるにしても、一度録画したデータを末永く使えるような 配慮をお願いしたい。その為にも慎重な議論を行っていただきたい。</p> <p>●違法なコンテンツの根絶、ファイル共有ソフトによる犯罪行為や子供を違法なサイトから守るための取り組みについて 現行法で違法なものならば現行法に従って対応すればいい話です。コンテンツ事業者などに多大な責を負わせたりして業界が縮小したりする事が あってはなりません。フィルタリングについては、ホワイトリストの認定を利権にしたり、政府や 特定集団にとって都合の悪いサイトをブラックリストにしたり、そのような 不正行為の温床になりかねないので、第三者機関を作らないであくまでもプロバイダなどの 業者に任せるべきです。</p> <p>●ダウンロード違法化、児童ポルノの所持規制や取得・購入罪について 児童ポルノの拡散防止は現行法でも対応ができているわけで、それらの ようなものを導入する意味はありません。取締りを厳しくすれば済む話です。情報を得る事を規制することにつながるダウンロード違法化に反対します。</p> <p>■クリエイターの支援 不当に安い金額で働かされているアニメ制作現場の改善、中間搾取している業者などの 指導をお願いしたい。日本が世界に誇るマンガやアニメ、ゲーム企業で 働く人が報われるようになって欲しい。</p>
53	<p>【仕掛けたのは『バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会』?】先に東京都が「東京都安全・安心まちづくり有識者会議の報告書」と「繁華街における安全・安心の確保に関する考え方」に対するパブコメを募集しました。東京都安全・安心まちづくり有識者会議報告書の公表及び「繁華街等における安全・安心の確保に関する考え方」のパブリックコメントの実施について (募集) http://www.metro.tokyo.jp/INET/BOSHU/2009/02/22j29100.htm (結果) http://www.bouhan.metro.tokyo.jp/press/info090303.html が、この 2 つの提言を見る限り、東京都には全くやる気がないと言わざるを得ません。これを放置した場合、肝心の東京都に背中から撃たれかねませんよ。東京発のファッションで、90%がストリートやコスプレといった『一流の素人』が発信元なんですよ。それなのにそういった世界に『自主的な取組』という名の規制をさせようなんて、東京都は何を考えているんだか・・・ これは青少年・治安対策本部総合対策部安全・安心まちづくり課の人を呼び出して、話を聞く必要がありますよ。</p>

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【個人】

	<p>【その時東京都に出した意見】東京都が、繁華街の安全を口実に、『街頭でのさまざまな宣伝行動などを、条例で規制しようを口実』に、市民の服飾や集団行動（というほど大げさじゃない、『友達と連れ立って歩く』程度）を条例で規制すること に反対します。「東京都安全・安心まちづくり有識者会議の報告書」と「繁華街における安全・安心の確保に関する考え方」は繁華街等の来訪者に対し「街頭や歩行者天国において大衆に多大な迷惑となるパフォーマンス等、街の秩序を乱す行為を慎む。」を掲げています。しかし、「大衆に多大な迷惑となるパフォーマンス等、街の秩序を乱す為」の内容は曖昧であり、労働組合や反貧困の街頭行動、はては取り締まる人の思想次第で、スポーツの応援団等が着ているハッピー・ユニフォーム、女装・男装、ゴスロリや渋谷系等の服を着てみんなで集まる事、どこかへ行く事すら禁止できる、実に危険な内容です。しかも報告書は「礎となるべき条例上の根拠が必要」と述べています。上記の行楽時の服装・街頭行動に対して条例上の根拠が与えられれば、国民生活や街頭行動に対して法的規制が加えられることになり、国民生活や経済活動に壊滅的な破壊がもたらされます。街頭行動を規制し、市民のファッションセンス、そして何より「同じ趣味を持つ人と一緒に街を歩く権利」を蹂躪する条例・思想に反対します。大体、こんな文を入れてる時点で貴方達は『何か』を勘違いしてますよ。特に『推進協議会が行う事業について理解する』って、一体何様のつもりですか。2 基本的な考え方（3）来訪者もこの考え方に基づいて、繁華街等の安全・安心の確保に寄与するよう努めるものとする。4 来訪者 次のような対策の実施に努めるものとする。（1）繁華街の特性や実情を理解し、自らの安全確保に努める。（2）《 推進協議会が行う事業について理解する》とともに、繁華街における良好な環境の創出のため、ゴミ・タバコのポイ捨て、歩行喫煙の禁止等のルールやマナーを遵守する。（3）街頭や歩行者天国において大衆に多大な迷惑となるパフォーマンス等、街の秩序を乱す行為を慎む。それ以前に、この部分だけ見ても『本当の取り締まり対象』が丸わかりなのが・・・ 1 事業者・2 地域住民（4）暴力団追放キャンペーン《等》 環境 浄 化 に係る啓発活動に参加、協力する。ヤクザ等の暴力集団や、覚醒剤等の違法物品の取引の追放なら、『犯罪組織の追放』と書く筈です。『環境浄化』と書くときって、大抵ゲーセンとかメイド喫茶、または有害図書・玩具販売店がターゲットなんですよねぇ・・・ 今回の「報告書」と「考え方」は、憲法 18 条 19 条、なにより警察官職務執行法第一条第二項の精神を反故にしています。もっとも、貴方方はそれが判っているから、『地域住民及びボランティアの《自主的な》取組』を前面に押し出してるんでしょうけど。このような自治体による違法・脱法活動の推進を掲げる「東京都安全・安心まちづくり有識者会議の報告書」と「繁華街における安全・安心の確保に関する考え方」の破棄を要求します。都民、いや国民を何だと思っているんだ・・・</p>
54	<p>現在、任期付き審査官は、最高でも10年までしか任期がありません。しかし、審査官になるための教育を受け、審査官としての知識や経験を積んだ者が任期終了という理由で審査官の職を辞めなければならないのは、知的財産を推進する上でもったいないと考えます。よって、任期付き審査官に10年を超えた任期の付与及び再雇用があってもよいと思います。注:氏名、住所、電話番号については、公開しないで下さい。</p>
55	<p>【青少年健全育成関連】「青少年等に及ぼす影響への配慮」と「無配慮」とを判別する基準をコンテンツ制作者以外の政府や第三者が策定し、国民に半ば強制するというようなことは、民主主義国家が絶対必要とし、《日本国憲法第 21 条、集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。》を真つ向から否定する行為です。そして、政府関係者や与党議員が「野党の××議員の出版物・WEB サイトでの主張は青少年等に及ぼす影響への配慮に欠けており、青少年に対し非常に有害である。謝罪と発言の撤回を要求する」などという主張を連日くりかえし、与党政府関係者の印象操作に躍らされたマスメディアが「無配慮議員問題」を連日報道し、議員が袋叩きになって落選するというような状況が発生する可能性もあります。「青少年等に及ぼす影響」についてあたかも「共通の判断基準の合意」がある得るかのような思想は排除すべきです。それ以前に、子供が悪事を学ぶ対象は、地元の実力者や宗教家、政治家や大企業とその幹部。子供の教育をどうにかしろという前に、地位の高い者が低い者に対し虚偽報告や隠蔽、収奪や抑圧するのを止めよ！</p>

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【個人】

【有害情報って結局何？】情報発信と受信を適切に行う能力を習得させるのはいい事です。が、教材が特定の思想集団の主張をそのまま取り入れた物では意味がありません。「何が有害か」は、各個人が決める物であり、誰かに、特に法律で強制されるような物ではありませんからね。（資料）参議院会議録情報 第101回国会 地方行政委員会 第21号 <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/101/1050/10107311050021c.html> ○参考人 高橋喜久江（禁酒・禁煙運動もやっている矯風会理事）ほかの関連営業に関してはどうかといいますと、私先ほど新宿区民だけれども私は除いてくださいというふうに申し上げましたけれども、私は新宿区方式、現在の方式そのことを評価するものなんです。きょう区長はいらっしゃいませんけれども、区長のあれは英断であってよくぞやってくださった。要するに彼個人の意思でもってあの裁判闘争まで駆り立てて、それが新宿区独自の基準、規制の方針までもおつくりになったわけですけれども、私は、警察権力ではなくて 《行政でポルノ産業その他は駆逐されるべき》であるし、市民運動や判例がそれを支えていかなくちゃならないのだ、警察権力で規制するという形は本来は望ましくないということです。いわば状況がどうなるかわからないので、ここで決定的にどっちであるべきだというふうな形になりませんし、繰り返しになりますけれども、法律で規制しようという声がトルコぶろとともに高まるのだったら、それもまた一つの法治国のあり方だなとは思いますが、私個人の考え方は後者の考え方でございます。〔児童保護団体と称する「エクパット東京」の共同代表、宮本潤子氏の迷文句〕「法律とその執行というのは、私たちの日本もそうであるはずでございますが、法治国家において現状を変えるための最大の教育手段の一つであると私は考えております」「法律で国民を(自分達の思想を)教育する」と、言うのだから、正にトンデモ主張。つまり、この人(というか団体)の真の目的は、「社会の在り方を改善する」つまり、性的虐待行為に苦しむ児童の救済ではなく、「国民を教育する」にあります。ちなみにこの人は日本キリスト教婦人矯風会の幹部でもあります。矯風会はプロテスタント系の団体で、非常に禁欲的。禁酒禁煙で、新幹線をはじめとする公共施設の全面禁煙化を推し進め、今の喫煙者に対する差別とも思える異常な禁煙社会を作ったのもこの団体。当然性的にも、この上なく抑圧的な思想の団体。・・・この人が考えている「教育」の内容も、大凡見当が付きましますね。※「エクパット東京」は、上に出ている矯風会のフロント団体で、「インターネットホットラインセンター」に深く関わっています。

【インターネットホットラインセンター等、防犯ボランティア団体に対する彼是。】古今東西、この手の団体は『宣教団』や『思想暴力団』とも言うべき存在になりがちです。この手の団体はあくまで『至近の犯罪を防ぐ』ための存在であり、『仮定の危険』を取り締まっていい存在ではありません。現在、インターネットホットラインセンターは幹部の宗教的・政治的思想を広めるためと思しき活動をしています。それどころか、海外の矯風思想団体と手を組んでの自作自演も行っています。ボランティアか否かを問わず全ての警備・防犯団体はあらゆる思想から中立であるのは当然であり、むしろこれを侵す者こそ犯罪者の烙印を押されるべきです。インターネット・ホットラインセンターが法で禁止されてない「実在しない18歳未満のポルノ」を、何の権限も与えられてないのに独自の基準で「違法相当の情報」として取り扱い、それを外国のNGO団体に連絡、それを受けたNGO団体がインターネット団体に苦情を申し出るといって 《自作自演》しているようですが、貴方達は 《検閲》 行為を法的に保証させたいのですか？ 国がやったら 《憲法違反》 と叩かれるから、一応民間団体のホットラインセンターにやらせるって？ それで正解ならば、貴方方は 《実に唾棄すべき卑怯者》 ですな！

【ブロッキング】例えそれが児童ポルノであろうとオウムや統一教会の聖典であろうと、情報の単純所持や単なる情報アクセスではいかなる被害も発生しません。違法・有害情報対策については今以上の規制は必要ないこと、特に創作物規制のような情報・表現に関する国民の基本的な権利を侵害する危険な規制は導入するべきでないこと、そしてやはり情報・表現に関する国民の基本的な権利を侵害するものとならざるを得ないブロッキングについても、その実証実験すらするべ

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【個人】

	<p>きではありません。</p>
56	<p>【法や自主規制で日本文化・文明を、外国にあわせられる可能性】0 です。日本と、ユダヤ教系統みたいな一神教の文化とでは「感性」が全く違います。匿名掲示板に、海外生活の長い人がこんなレスをつけてました。>西欧の精神世界、哲学の大きな柱である「聖書」の書き出しが >「はじめに言葉ありき。」>であり、日本人の精神世界に最も共鳴する哲学(敢えて宗教とは呼ばない) >禅宗の大前提が >「不立文字」(文字にしても伝えることができない。この()内は私がつけ足しました。) >である「溝」でしょーね。そして >米国のトップニュースはテロだったり戦争だったりするのに >日本は桜の開花宣言がトップニュースってどういうことよ!!! >ってメリケン人が切れてたの思い出したw とも。外国の客は、良くも悪くも「日本らしさ」、つまり「侘び・寂び・萌え・超絶技術」を求めて日本の知的財産・製品を買うんです。それは外国人が日本の一流メーカーの電気コードを手にした時に言った言葉が、全てを物語っています。「日本人はイっちゃってるよ、あいつら未来に生きてんな」他文化・他文明に迎合した、もっといえば「西半球文化のデッドコピー」なんて、彼等は絶対買いませんよ。それ以前に、「どのような思想だろうと神は神」で、来る神来る神どんどん受け入れていってとうとう 八百万柱も神がひしめく結果となった日本文化を、「神は絶対神のみ。その他の神は邪神、すなわち悪魔。」と 土着の神・文化・人を完膚なきまで焼き払ったユダヤ教系文化に合わせる事は不可能です。</p> <p>【なぜ外国で日本の携帯電話が売れないか】よく言われてる通り、外国の客が携帯電話にテレビだオーディオだのの機能を要求しなかったのもあるでしょう。しかし、だからと言って単機能携帯電話を造ればいって話ではありません。なぜなら、絶対価格で負けるから。日本企業がどう足掻いたって、東南アジアや地中海沿いのアフリカ諸国に値段、特に人件費で勝てるわけが無いですからね。むしろそういった『低価格・中品質・単機能』製品の市場は、そういった国に分けてあげませんか？ 本来なら労働力として使える人間を「難民」や「流民」=厄介なお客様扱いし、莫大な金を投じて粗末な衣食住環境下に押し込むよりはるかに役に立つ「援助」だと思えますが。</p>
57	<p>【模倣品・海賊版取り締まりから見た著作・商標・意匠・権等侵害の非申告化、ならびに個人に対する取り締まりについて】まず海賊版についてですが、一般人は精巧に作られた海賊版を見分ける事なんか出来ません。なぜなら、その品に対して深い知識を持つて一般人はいないからです。出来ないから『一般人』なんです。だから売主に「これは本物」と言われたら、素直に信じるしかないのが現実です。次に模倣品についてですが、こっちなんかもっと判りませんよ。「その道の達人」って言われてる人でさえ、時として模造・模倣品を掴ませられる事がありますから。ましてや一般人や警察じゃ余計区別できないでしょう。2次創作についてもです。そもそも。素人や、ファンが愛情こめて作った物を無料・それなりの値段で頒布するのは認めるべきではないでしょうか。彼等は「著作権者が作ろうとしないから自力で作ってる」点もあるのです。ただでさえ、今の著作権者の権利は独禁法スレスレなんですから、このぐらいの権利制限は著作権者に対し強要する事も必要です。というか、「個人所有禁止」って事は、例えそれが自分、または自チームで作ったものといえども全て禁止 ですか？ 子供が自分のコップにアンパンマンの絵を書いたら、即座に破棄しなければ犯罪者って………なんて愚かな法だ……… あっ！ そういえば警察庁(生活安全課って聞いたけど、どこまでホントか…苦笑)が裏で動いてる といわれる共謀罪もあつたんだ！ という事は、コップを買った時点で事情聴取か！ (子供+(金を出す)親+コップを売る店員=3人) これは一般市民だけの問題じゃないよ。鹿児島県警による中山信一元県議の選挙違反捏造の件もあるから、普段から政府にたてついている出版社・放送局は「著作権法違反共謀の容疑」でしょっちゅう事情聴取・家宅搜索されたりしてね… それでも、警察に裁量権を与えるんですか？ ……やめましょうよ、こんな事。</p>
58	<p>【パブリックドメイン】権利者っていうのは、一度手に入れた権利は絶対に手放さそうとはしません。そんな連中に権利放棄をさせるためには、「登録料を返す」よ</p>

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【個人】

	<p>りも、五年ごとに再登録させ、そして再登録のたびに登録料を値上げ(それも10倍、100倍単位で)する方が効果的です。それと同時に、パブリックドメイン化しているモノ、またはパブリックドメインとして認識されているモノ(モナー・交通安全・〇〇の日・地名等)を、私的な知的財産として登録する事を全面禁止するのも必要です。</p> <p>【著作権の保護期間延長】今から50年前の著作物で、今でも商品価値がある著作物って一体どれだけあるんでしょう？今から50年前の著作物で、今でも文化的な価値がある著作物って一体どれだけあるんでしょう？その前に、原稿・原稿の生存率ってどのくらいなんでしょう？それに、過去の作品から入る印税に満足したのか完結していない作品を多数抱える作者が結構います。作品を完結させないまま放置するという事は、建築物や製造機械で言ったら未完成で引き渡したのも同じ事です。普通、こんなことをしたら一体どんな目に遭うでしょうね。著作権を主張できる期間は、発表後、または最終刊発行後10年に引き下げた方が宜しいかと。</p> <p>【国立国会図書館のデジタルアーカイブ化と図書館資料の利用を進める】いっその事、国会図書館を『国立著作権登録センター』とし、著作権法の保護を受けたい著作物の登録業務を一手に引き受けさせませんか？ああ、国会図書館で出来るのはあくまで登録・照会だけです。侵害等は著作権者がやることですので。</p>
59	<p>【リバース・エンジニアリング】あるメーカーが機器の一部入れ替えをしようとしたところ、ハードメーカーに「これを動かしてるソフトを作った会社が倒産して、しかも当社が関係したソフトのプログラムが行方不明になった。それでこの機械の近代化改装が出来なくなった。」と言われたそうです。しかも、今使っている機械の部品が今は製造されてないので入手が非常に困難との事。「だから、今ある機械を総取替えて・・・」と言われたそうですが、その機械は他のシステムにも繋がっていてそこだけを取り替えるわけにはいかず、結局そのままだましまし使っているそうです。権利者の都合で使用者が不便を蒙るのを防ぐためにも、リバース・エンジニアリング関係の権利制限を導入すべきと思います。</p>
60	<p>【ホログラム、動き、音等の新商標の導入に関して】これらの物は濫用的・不当な権利行使が非常に起き易いので、日常・普遍的な音や動き方をする物には認めないようお願いします</p>
61	<p>【行方不明者の取り扱い】出演者・作者が所在不明の場合は、「我関せず」という事で『権利放棄』扱いでいいんじゃないでしょうか。権利を主張したいなら、相手が連絡出来るように連絡手段を準備するのが義務だと思います。</p> <p>【ストレージサービス】ではここで問題です。とある貸し倉庫で、大量の麻薬が発見されました。これをそこに保管したのは倉庫の借主でした。で、この借主は、大家から倉庫を借りるときに「麻薬の保管庫に使う」とは言わずに借りました。さてこの大家、『使用目的を知らなかった』事を理由に、麻薬取締法の適用を逃れる事が出来るでしょうか・・・当然出来ますよね。ストレージサービスも、これと同じ事だと思いますよ。</p> <p>【複数、不特定の者によるマッシュアップ】出演者・作者が所在不明の場合は、「我関せず」という事で『権利放棄』扱いでいいんじゃないでしょうか。権利を主張したいなら、相手が連絡出来るように連絡手段を準備するのが義務だと思います。</p>
62	<p>1. 知的財産制度における商標の重要性及び問題点が「知的財産推進計画2008」に現れていない。これは、知的財産に関する施策が特許を中心に考えられているためと思われる。プロパテント政策において、創作・保護・活用の3つのサイクルが想定されているが、商標には、馴染まない。知財に関する法改正は、特許庁の改正審議室が中心に行われているが、特許と商標の本質的な相違に対する理解と認識の甘さから、商標制度には困った四法横並びの施策がなされている実情がある。商標法第78条の2しかり、商標法第39条で準用する特許法第104条の3の適用しかりである。さらに最近では、例えば、この4月に施行が予定さ</p>

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【個人】

れている特許登録令施行規則等において、登録原簿から受付年月日を登録年月日とみなす改正がなされたが、そもそも省令をもって本法の実質（特許法第98条等）が変更されることは法治国家として考えられないことである。そして、そのような問題点を指摘するのは、特許に携わる者よりも商標に携わる者の方が多い。これは、特許権の移転よりも商標権の移転の方が多いことが一因であり、また、実務的な場面が想定し易いからである。それにも拘らず、仮実施権なる特許固有の制度との抱き合わせで、このような重要な改正がなされること自体、商標制度が軽んじられている一証左である。したがって、商標法については、特許法等の準用を廃止し、独立した法体系とすべきである。また、特許中心の特許庁を改称、再編すべきである。

2. 具体的な問題点 下記以外にも多数あるが、取り急ぎ、思いつくままに列記してみる。

(1) 商標の定義 新しいタイプの商標の導入よりも、「識別」要件の方が先決問題である。WBCの如く、「追いつき追い越せ」的な一部の人間による発想によって、商標制度を台無しにすべきではない。新しいタイプの商標については、もっと根源的な検討をすべきである。また、商標の本質的機能は、自他商品・役務識別機能にあることを再認識すべきである。特許庁は、3大機能として、この識別機能を掲げていない。

(2) 使用の定義 包括的な定義規定を検討すべきである。

(3) 登録要件 3条及び4条の抜本的な見直しをすべきである。① 絶対的要録要件と相対的登録要件の混在を整理すべきである。② 3条の識別力要件を見直すべきである。識別機能の欠如なのか、独占適応性がないのか ③ 登録要件として法の欠陥がある。公序良俗違反の安易な適用事案が多すぎる（6年半に500件の7号事件が不服審判として請求され、4分の3が登録審決となっている。）。④ 類似と混同の異同を徹底的に議論すべきである。⑤ 4条1項13号を廃止すべきである。⑥ 4条1項16号を我が国独特の考え方ではなく、世界共通の考え方に移行すべきである。⑦ 4条1項19号から括弧書きを削除すべきである。

(4) 団体商標の見直し 地方自治体による登録を認めるべきである。地域団体商標も同様。

(5) 地域団体商標の定義（7条の2第1項）を改正すべきである。3条2項は一定の出所表示であれば足りるにも拘らず、7条の2第1項は、特定の出所表示であることを要求しているように、要件が加重されているように解釈されるおそれがある。

(6) 商標権の効力を専用権のみならず、禁止権とすべきである。また、上記(3)④を踏まえた効力規定とすべきである。

(7) 26条の効力が及ばない範囲を明確にすべきである。「商標」ではなく「標章」とするのの一策である。

(8) 37条1号は、侵害とみなすのではなく、商標権の直接的効力とすべきである。

(9) 特許法第104条の3等の準用を見直すべきである。

(10) 登録異議申立制度は、付与前異議制度に戻すべきである。

(11) 取消審判手数料は、減額すべきである。インターネットにおける使用を明確にすべきである。

(12) 防護標章登録制度の存廃について検討すべきである。

(13) 侵害の罪、特に78条の2について見直すべきである。

(14) 書換登録を職権で一気に行うべきである。

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【個人】

	<p>(15)小売等役務商標と商品商標のクロスサーチを直ちに廃止すべきである。</p> <p>(16)審査基準、審査便覧及び審判便覧を法改正マターと並行して行うべきである。</p> <p>(17)欧州型の異議待ち審査制度は導入すべきではなく、審査主義・登録主義を堅持すべきである。</p>
63	<p>知的財産推進計画では毎年「進捗状況」も文書としてまとめられているが、これは関係施策と結果の数値を並べているだけである。当初想定されていた効果のほどや、今後見込める効果を知ることは出来ない。そこで、知的財産推進計画によって始まった施策は、数値目標を掲げた上で、その効果を継続的に測定すべきである。とりわけ立法を伴う施策では、その立法事実を解説するのに未来の予測数値を掲げている筈だ。これと実際の施策の効果を比較する必要がある。たとえばレコード還流防止措置のように、導入後の「アジア地域での邦楽 CD のライセンス」が導入前を下回り、施策の目的を達成できないという失態がある。このような例については、撤廃も視野に入れて効果測定をすべきだろう。</p>
64	<p>今まで通り、規制強化による天下り利権の強化のこじか念頭にない文化庁、総務省、警察庁などの各利権官庁に踊らされるまま、国としての知財政策の決定を怠り、知財政策の迷走の原因を増やすことしかできないようであれば、今年の知財計画を作るまでもなく、知財本部とその事務局には、自ら解散することを検討してもらいたい。そうでなければ、是非、各利権官庁に轡をはめ、その手綱を取って、知財の規制緩和のイニシアティブを取ってもらいたい。ダウンロード違法化問題について 情を知ってダウンロードする行為を違法化するとの方針は曖昧である。一人しか行為に絡まないダウンロードは、「情を知って」と特定するには、超能力者でもない限り証明しようがない技術的・外形的に違法性の区別がつかない以上、このようなダウンロード違法化は法模範としての力すら持ち得ないものである。このような法改正を押し通せば、結局、ダウンロード以外も含め著作権全体に対するモラルハザードがさらに進行するだけであり、これがエスカレートすれば著作権検閲という日本国として最悪の手段突き進む恐れしかない。ダウンロード違法化は百害あって一利なしであり絶対にすべきでない。違法ダウンロードによる権利者の経済的不利益の根拠も薄弱であり、昨年から状況にほとんど何もないに関わらず昨年の8千件以上のパブコメの約7割の反対意見を無視して文化庁はその文化審議会においてダウンロード違法化の方針を含む報告書を最後まで押し通した。このような非道極まる民意無視は到底許されるものではなく、白紙撤回すべきである。私的録音録画補償金問題について 権利者団体等が単なる既得権益の拡大を狙って ipod 等へ対象範囲を拡大することを主張している私的録音録画補償金問題についても、補償金そのものの意味を問い直すことなく今の補償金の矛盾を拡大するだけの私的録音録画補償金の対象拡大を絶対にしないことを知財計画2009では明記してもらいたい。今なお地上デジタル放送にはダビング10という不当に厳しいコピー制限がかかったままである。こうした実質的に国民に転嫁されるコストで不当に厳しい制限を課している機器と媒体にさらに補償金を賦課しようとするのは、不当の上塗りである。私的録音録画小委員会で補償金のそもその意義が問われた中で、その解決をおざなりにしたまま、ブルーレイ課金のような合理的根拠に乏しい対象拡大がなされるべきではない。私的録音録画補償金問題に関する今後の検討について書くのであれば、最近の著作権分科会報告書で今後文化庁が設けるとされた、権利者、メーカー、消費者などの関係者が忌憚のない意見交換ができる場について、これを公開するとともに、より公平を期して、消費者・ユーザー代表を3分の1、メーカー代表を3分の1、権利者代表を3分の1とすることを知財計画2009で明記してもらいたい。権利者が不利という声があがるのかも知れないが、この程度の数の有識者を納得されられなくて、国民の理解が得られると思うことなど片腹痛い。真に国民の理解が得られない法改正・対象範囲の拡大などされるべきではない 著作権保護期間延長問題について 権利者団体と文化庁を除けば、延長を否定する結論が出そろっているこの問題について、文化庁が継続検討の結論を出したこと自体極めて残念なことである。50年と言うこれほど長期間にわたる著作権の保護期間をこれ以上延ばすことを是とするに足る理由は何一つなく、知財計画2009では、著作</p>

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【個人】

権・著作隣接権の保護期間延長の検討はこれ以上しないしてもらいたい。特に、流通事業者に過ぎないレコード製作者と放送事業者の著作隣接権については、保護期間を短縮することが検討されても良いくらいである。コピーワンスにもダビング10にも反対する。そもそも、この問題は、放送局・権利者にとっては、視聴者の利便性を著しく下げることによって、一旦は広告つきながらも無料で放送したコンテンツの市場価格を不当につり上げるものとして機能し、国内の大手メーカーとしては、B-CASカードの貸与と複雑な暗号システムを全てのテレビ・録画機器に必要とすることによって、中小・海外メーカーに対する参入障壁として機能するB-CASシステムの問題を淵源とするのであって、このB-CASシステムと独禁法との関係を検討するということを知財計画2009では明記してもらいたい。検討の上B-CASシステムが独禁法違反とされるなら、速やかにその排除をして頂きたい。また、無料の地上放送において、逆にコピーワンスやダビング10のような視聴者の利便性を著しく下げる厳格なコピー制御が維持されるのであれば、私的録画補償金に存在理由はなく、これを速やかに廃止することもここに明記してもらいたい。

e) 公正利用の各種類型に対する権利制限について

また、第85～86、95ページに書かれている、検索エンジンのための利用、通信過程等における一時的蓄積、研究開発のための利用、リバースエンジニアリングのための利用、図書館におけるアーカイブ化のための利用など、権利者の利益を害さず、著作物の通常の利用も妨げないような著作物の公正利用の各種類型についてはきちんとした権利制限による対応が必要である。これらの公正利用を萎縮させて良いことなど全くなし、これらの類型について著作権法上の権利制限を速やかに設けると、知財計画2009には明記してもらいたい。

f) 海賊版対策について

第50ページに書かれている、「模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)」について、そのような条項がよもや真面目に検討されることはないと思うが、もしどこかの国が、税関において個人のPCや携帯デバイスの内容をチェック可能とすることや、インターネットで著作権検閲を行う機関を創設することといった、個人の基本的な権利をないがしろにする条項をこの条約に入れるよう求めて来たときには、そのような非人道的な条項は除くべきであると、かえって、プライバシーや情報アクセスの権利といった国際的・一般的に認められている個人の基本的な権利を守るという条項こそ条約に盛り込むべきであると日本から各国に積極的に働きかけるとすることを、明記してもらいたい。

g) 違法ファイル交換対策について、

第58ページに書かれている、違法ファイル共有対策について、通信の秘密やプライバシー、情報アクセス権等の国民の基本的な権利をきちんと尊重しつつ対策を進めることを明記してもらいたい。

h) 通信・放送の法体系の見直しについて

第85ページに書かれている、放送と通信の法体系の総合的な検討について、著作隣接権に関する記載を削除するか、著作隣接権は拡大しないということを明記してもらいたい。インターネットという流通コストの極めて低い流通手段において、著作隣接権を発生させることは、絶対にやってはならない最低の愚策である。また、この部分において、HP等に関しても通信の秘密を確保し、表現に関する規制は行わないという方針を明記してもらいたい。

i) ネット規制について

また、第92ページには、フィルタリングに関する記載があるが、その政策決定の迷走により、総務省は携帯電話サイト事業者に無意味かつ多大なダメージを与え

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【個人】

ている。この問題については、知財計画2009に書くに当たって、フィルタリングの存在を知り、かつ、フィルタリングの導入が必要だと思っていて、なお未成年にフィルタリングをかけられないとする親に対して、その理由を聞くか、あるいはフィルタリングをかけている親に対して、そのフィルタリングの問題を聞くかして、きちんと本当の問題点を示してから検討するという記載にしてもらいたい。なお、フィルタリングで無意味に利権を作ろうとしている総務省と携帯電話事業者他の今の検討については、完全に白紙に戻されるべきである。携帯フィルタリングについて、ブラックリスト方式ならば、まずブラックリストに載せる基準の明確化から行うべきなので、不当なブラックリスト指定については、携帯電話事業者がそれぞれの基準に照らし合わせて無料で解除する簡便な手続きを備えていればそれで良く、健全サイト認定第三者機関など必要ないはずである。ブラックリスト指定を不当に乱発し、認定機関で不当に審査料をせしめ取り、さらにこの不当にせしめた審査料と、正当な理由もなく流し込まれる税金で天下り役人を飼うのだとしたら、これは官民談合による大不正行為以外の何物でもない。このようなブラックリスト商法の正当化は許されない。そもそも、青少年ネット規制法は、あらゆる者から反対されながら、有害無益なプライドと利権を優先する一部の議員と官庁の思惑のみで成立したものであり、速やかに廃止が検討されるべきものである。また、出会い系サイト規制法の改正は、警察庁が、どんなコミュニケーションサイトでも人は出会えるという誰にでも分かることを無視し、届け出制の対象としては事実上定義不能の「出会い系サイト事業」を定義可能と偽り、改正法案の閣議決定を行い、法案を国会に提出したものであり、他の重要法案と審議が重なる中、国会においてもその本質的な問題が見過ごされて可決され、成立したものである。憲法上の罪刑法定主義や検閲の禁止にそもそも違反している、今回の出会い系サイト規制法の改正についても、今後、速やかに元に戻すことが検討されるべきである。

j) 新しいタイプの商標について

第37ページに書かれている、新しいタイプの商標の保護について、特許庁の新しいタイプの商標に関する検討ワーキンググループ報告書で、音も含め、導入する方針が示されているが、音の商標は、他の視覚的な商標とは異なる特色を有しているということが考慮されるべきであり、音に、会社名を連呼するような音だけでは無く単なる旋律も含まれ得、音の商標の使用に、単なるBGMとしての使用も含まれ得ることから、音については特に慎重に検討するべきである。登録除外については公益的な音だけでは不十分であり、余計な混乱を避けるため、音について、少なくとも、他人の著名な旋律・楽曲を登録から除外することを検討すると、パブリックドメインに落ちた著名な旋律・楽曲の登録のような不当な利得を得るための登録が排除されない限り、音について、その保護類型への追加は決してしないと、知財計画2009では明記してもらいたい。

(2)「デジタル・ネット時代における知財制度の在り方について」について

デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会の報告書「デジタル・ネット時代における知財制度の在り方について」の内容は、知財計画2009に盛り込まれて行くものと思うが、この内容について以下のことを求める。

a) 一般フェアユース条項の導入について

この報告書に書かれている、一般フェアユース条項の導入について、ユーザーに対する意義からも、可能な限り早期に導入することを求める。特に、インターネットのように、ほぼ全国民が利用者兼権利者となり得、考えられる利用形態が発散し、個別の規定では公正利用の類型を拾い切れなくなるところでは、フェアユースのような一般規定は保護と利用のバランスを取る上で重要な意義を持つものである。知財計画2009においては、このようなユーザーに対する意義も合わせて書き込んでもらいたい。一般フェアユース条項を導入している国には、アメリカの他に台湾やイスラエルもあり、これらの国の条文等も参考になると考えられる。フェ

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【個人】

アユースの導入によって、私的複製の範囲が縮小されることはあってはならないことである。なお、権利を侵害するかしないかは刑事罰がかかるかかからないかの問題でもあり、公正という概念で刑事罰の問題を解決できるのかとする意見もあるようだが、かえって、このような現状の過剰な刑事罰リスクからも、フェアユースは必要なものと私は考える。現在親告罪であることが多少セーフハーバーになっているとはいえ、アニメ画像一枚の利用で別件逮捕されたり、セーフハーバーなしの著作権侵害幫助罪でサーバー管理者が逮捕されたりすることは、著作権法の主旨から考えて本来あってはならないことである。政府にあっては、著作権法の本来の主旨を超えた過剰リスクによって、本来公正として認められるべき事業・利用まで萎縮しているという事態を本当に深刻に受け止め、一刻も早い改善を図ってほしい。

b) DRM回避規制について

昨年7月にゲームメーカーがいわゆる「マジコン」の販売業者を不正競争防止法に基づき提訴し、さらにこの2月にゲームメーカー勝訴の判決が出ていることなどを考えても、現時点で、現状の規制では不十分とするに足る根拠は全くない。現状でも、不正競争法と著作権法でDRM回避機器等の提供等が規制され、著作権法でコピーコントロールを回避して行う私的複製まで違法とされ、十二分以上に規制がかかっているのであり、これ以上の規制強化は、ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ない。知財計画2009では、ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ないこれ以上のDRM回避規制の強化は検討しないとされるべきである。DRM回避規制に関しては、このような有害無益な規制強化の検討ではなく、まず、私的なDRM回避行為自体によって生じる被害は無く、個々の回避行為を一件ずつ捕捉して民事訴訟の対象とすることは困難だったにもかかわらず、文化庁の片寄った見方から一方的に導入されたものである、私的な領域でのコピーコントロール回避規制(著作権法第30条第1項第2号)の撤廃の検討を行うべきである。コンテンツへのアクセスあるいはコピーをコントロールしている技術を私的な領域で回避しただけでは経済的損失は発生し得ず、また、ネットにアップされることによって生じる被害は公衆送信権によって既にカバーされているものであり、その被害とDRM回避やダウンロードとを混同することは絶対に許されない。

c) インターネット・サービス・プロバイダ(ISP)の責任について

動画投稿サイト事業者がJASRACに訴えられた「ブレイクTV」事件や、レンタルサーバー事業者が著作権幫助罪で逮捕され、検察によって姑息にも略式裁判で50万円の罰金を課された「第(3)世界」事件等を考えても、今現在、間接侵害や著作権侵害幫助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的大混乱が生じかねないという非常に危険な状態にあり、間接侵害事件や著作権侵害幫助事件においてネット事業者がほぼ直接権利侵害者とみなされてしまうのでは、プロバイダ責任制限法によるセーフハーバーだけでは不十分であり、間接侵害や著作権侵害幫助罪も含め、著作権侵害とならない範囲を著作権法上きちんと確定することは喫緊の課題である。ただし、このセーフハーバーの要件において、標準的な仕組み・技術や違法性の有無の判断を押しつけるような、権利侵害とは無関係の行政機関なり天下り先となるだろ第3者機関なりの関与を必要とすることは、検閲の禁止・表現の自由等の国民の権利の不当な侵害に必ずなるものであり、絶対にあってはならないことである。ISPの責任の在り方の検討について、知財計画2009に書き込む際には、プロバイダに対する標準的な著作権侵害技術導入の義務付け等を行わないことを合わせ明記するとともに、間接侵害や刑事罰・著作権侵害幫助も含め著作権法へのセーフハーバー規定の速やかな導入を検討するとしてほしい。この点に関しては、逆に、検閲の禁止や表現の自由の観点から技術による著作権検閲の危険性の検討を始めてほしい。

d) 著作権法におけるいわゆる「間接侵害」への対応について

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【個人】

セーフハーバーを確定するためにも間接侵害の明確化はなされるべきであるが、現行の条文におけるカラオケ法理や各種ネット録画機事件などで示されたことの全体的な整理以上のことをしてはならない。特に、著作権法に明文の間接侵害一般規定を設けることは絶対にしてはならないことである。確かに今は直接侵害規定からの滲み出しで間接侵害を取り扱っているのが不明確なところがあるのは確かだが、現状の整理を超えて、明文の間接侵害一般規定を作った途端、権利者団体や放送局がまず間違いなく山の様に脅しや訴訟を仕掛けて来、今度はこの間接侵害規定の定義やそこからの滲み出しが問題となり、無意味かつ危険な社会的混乱を来すことは目に見えているからである。 知財計画2009においては、著作権法の間接侵害の明確化は、ネット事業・利用の著作権法上のセーフハーバーを確定するために必要十分な限りにおいてのみなされると明記してもらいたい。

(3)その他新たに知財計画に盛り込むべきことについて

閲覧とダウンロードと所持の区別がつかないインターネットにおいては、例えば児童ポルノにせよ、情報の単純所持や取得の規制は有害無益かつ危険なもので、憲法及び条約に規定されている「知る権利」を不当に害するものであり、このような情報の単純所持規制に私は反対する。情報の単純所持や取得の規制の危険性は回避不能であり、罪刑法定主義にも反する。繰り返し取得としても、インターネットで2回以上他人にダウンロードを行わせること等は技術的に極めて容易であり、取得の回数も、何ら危険性を減らすものではない。児童ポルノ規制の推進派は常に、提供による被害と単純所持・取得を混同する狂った論理を主張するが、例えばそれが児童ポルノであろうと、情報の単純所持ではいかなる被害も発生し得ない。現行法で、ネット上であるか否かにかかわらず、提供及び提供目的の所持まで規制されているのであり、提供によって生じる被害と所持やダウンロード、取得、収集との混同は許され得ない。そもそも、最も根本的なプライバシーに属する個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ることは、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の基本的な権利からあってはならないことである。架空の表現に関する規制も同時に議論されているが、ごく一部の国内団体等の根拠のない、保護法益すら無視した一方的な主張で、憲法で保障されている表現の自由が規制されることなどあってはならないことである。警察なりの恣意的な認定により、全国民がアクセスできなくなるサイトを発生させるなど、絶対にやってはならないことであり、憲法で禁止されている検閲に該当するブロッキングのような規制も導入されるべきではない。

65

デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会で「日本版フェアユース」を導入すべきとの提言が出されたことは歓迎している。しかし、先般国会に提出された著作権法改正案を見るに、フェアユース規定の導入に先んじて権利制限規定が設けられた課題について、その範囲の限定された個別規定が(将来導入されるであろう)フェアユースよりも優先されて判断基準とされるおそれを感じる。たとえば検索サービス関連や通信キャッシュ関連の項目において、著作権を侵害する情報の扱いを権利制限から除外しているようなケースである。 個別規定を残しながら、そこからこぼれる「受け皿」としての「日本版フェアユース」の考え方を基本的に私も支持しているものの、「違法」「適法」のラインを微に入り細に入り規定する新設の権利制限規定ではくすでに保護と利用のバランスが取られている」と解釈すべきものとは考えられない。権利制限を極めて狭く設定するための要件を足しているようにしか見えないからだ。フェアユース規定での導入にあたっては、個別規定からこぼれた利用は漏れなくフェアユースか否かの判断を受けられるよう、条文に工夫が必要だ。米国版フェアユースのように「原則的」な条文として導入する選択肢も一案である。 なお、先の著作権法改正案で新設される個別権利制限規定は、その詳細を政令に委任する内容のものが目立つ。これもフェアユース規定導入後の運用に影を落とすのではないか。フェアユース規定の背景には、ルール作りの場を立法府から司法府へと移し、柔軟な運用を目指すことがある。そこへ、政令委任する個別制限規定をいたずらに増やすことは、フェアユースの利点を損ないかねない。こうした規定とフェアユースとの関係も整理する必要

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【個人】

	<p>がある。</p>
66	<p>「知的財産推進計画2008」の見直しに当たり盛り込むべき政策事項 「知的財産の取引状況、価格情報(料率、譲渡価格)に関する統計を整備すること」 オープン・イノベーションとは自分の知財を他人に実施させ、また他人の知財を自分が活用することによって、新たな価値を創造していく活動である。これを促進するためには、当然ながらその前提として、知的財産の流通市場の整備が不可欠であり、知的財産推進計画 2008 においても「知的財産流通市場を活性化する」等の施策が盛り込まれている。しかしながら、上記の施策は流通市場の担い手育成や、その他の制度の整備・改善にとどまっており、知的財産の活用、オープン・イノベーションの実施を検討しているユーザーが最も必要としている「知的財産の価格情報」の提供に関する事項は「⑥価値評価実務の奨励」があるだけで、政府としての積極的な取り組みは盛り込まれていないものと考えられる。ライセンスに関する価格情報については、従来、特許権等の実施料率については、科学技術庁の「外国技術導入の動向分析」を参考資料とする「実施料率(第 5 版)」(発明協会)が実務上の拠り所となっていた。しかし、既に外為法が改正され、外国技術導入に関する報告義務が撤廃されているため、現在ではデータの更新は途絶えてしまっており、「実施料率」新版の発刊は見込めず、掲載データが年々古くなっていくことから実務上の対応が困難となってきている。また、権利の移転に関する価格情報については、権利そのものを移転する取引自体がライセンス契約に比べて数が少ないことに加えて、権利の移転が行われた場合であっても、移転の事実が開示される場合であっても、その価格情報は企業秘密として公表されないのが通常である。そこで、知的財産推進計画の見直しに当たっては、知的財産の流通市場を発展させるために必要不可欠である価格に関する情報を、公的統計に基づいてとりまとめ行政の名において公表することが極めて重要であると考え。現在のライセンス料率は、情報がオープンになっていないため、過去の契約における料率などの参考に、売上高に対する一定の料率のレンジ(3%~5%)または販売台数に対する固定額が設定されることが多いように思われるが、より本質的には当該ライセンスによって追加的に得られる利益をライセンサーとライセンスィーでどのように配分するかという観点から定められるべきである。したがって、本政策によって整備される統計においても、実施権や特許権によって追加的に得られた利益の金額に関するデータも収集対象にするべきと考える。以上</p>
67	<p>1. 行政書士の活用 知的創造サイクルの構築において、最も弱い部分は「知的財産の活用」ではないでしょうか。知的財産を活用できていない原因は、専門人材の不足に他なりません。弁理士は全国に8000名程度、弁護士は20000名程度で、それぞれ地理的偏在が著しい現状です。それに比べ、行政書士は全国に40000名強、なおかつ全国に満遍なく存在します。専門家である弁理士・弁護士を一朝一夕に増員することは不可能です。では、専門家を一から育成していくだけの余裕が国民の側にあるでしょうか。少なくとも、行政書士は専門家としての素養を有し、現に街の法律家として活躍しているところです。そもそも行政書士は、行政書士法第1条の2において、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成(独占業務)する専門家ですから、弁理士法施行令第7条で制限解除されている業務を行えるのは行政書士以外に専門家はいないのです。特に同法施行規則第36条の専用実施権・通常実施権・専用使用権・通常使用権の登録などを業務として行えるのは行政書士のみで、その他の者が業務とすることは行政書士法に違反するものと考えます。また、知的財産権の中でも、著作権・育成者権などの登録・申請手続も行政書士のみが業務として行えるものです。知的財産を活用するために必要な契約書の作成なども然りです。行政書士の業務は、まさに知的財産を活用させるためにあるといっても過言ではないでしょう。しかしながら、行政書士の業務は多岐に渡るため全ての者が対応できる状況にはありません。従って、資質の向上を図らなければなりません、素人を一から教育し、育成することよりもはるかに容易なことです。知的財産推進計画2008で</p>

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【個人】

	<p>挙げられていた課題の多くは、行政書士を活用することで早期に実現可能なものが多数あると考えます。同計画を見直すにあたり、行政書士の活用を組み込まれることを切に希望します。</p> <p>2. 侵害対策のための基金の創設</p> <p>今までの権利侵害に対するアクションは、大半が個々の企業でなされているのが現状ですが、費用面や対策にとられる人材・期間などの問題も含め、その効果は疑問視され、場合によっては、見て見ぬ振りをせざるを得ないものもあるようです。また、侵害品を利用する国民の側にも権利保護の意識が乏しく、悪循環に陥っているものと考えます。しかしながら、利用する者を取締ることは非常に大変で、問題のあるところですから、発想を転換して、国民に取締りの協力を依頼してはどうでしょうか。要は、侵害についての情報提供等に懸賞金を出す方法です。国民の意識の向上にも役立ち、企業の侵害対策にかかる労力も低減できるものと考えます。そのための基金を侵害対策で困っている各企業から募り、創設することで、非常に効果的な対策が取れるのではないかと考えます。</p> <p>3. ベンチャーキャピタルとのマッチング支援</p> <p>ベンチャー企業の問題は、その資金不足にあるといえます。優秀な技術などその知的財産を正当に評価する市場が形成されていない現状では、金融機関からの融資のみでは到底解決できるものではありません。したがって、ベンチャー企業・ベンチャーキャピタルが一堂に会して、プレゼンできる場を提供し、その知的財産をオークションにかける等、より現実的な評価を把握することで、具体的な事業化への道筋を作れるものと考えます。</p>
68	<p>「知的財産推進計画 2008」(以下「本計画」といいます。)を拝見いたしますと、動画投稿サイトのサービス事業者が、その管理しているサイト上の違法コンテンツを放置してのびのびと事業活動ができるようにしようとしているかのような印象を受けます。たとえば、「本計画」1頁では「知財制度は技術革新を促進すべきものであり、万が一にもこれを阻害するものであってはならない。」と記されています。ひとことで「技術革新」といっても個別の「技術革新」はその目的や効果も様々ですから、常に知財制度に優先するものではないように思われます。ここでの技術革新は「デジタルネットワーク化の進展」に関するものですから、動画投稿サイト等も想定されているように思われます。しかし、デジタルネットワークの技術革新は、動画投稿サイト上の違法コンテンツを放置しなければ進展しないものではありません。違法コンテンツが投稿されないような措置を取りつつ進めることが可能です。にもかかわらず、著作権保護のための適切な措置を講じることなく技術革新を進めようとするならば、そのような技術革新は知財制度によって阻害されるのは当然のことではないでしょうか。本計画 86 頁の包括的権利制限規定の問題も、「デジタルネット時代に対応したコンテンツ産業の振興を図るため」導入が検討され、デジタル・ネットワーク時代の知財制度専門調査会での審議も、違法な動画投稿サイトを合法化する目的も含めて論じられています(第1回議事録 15 頁)。しかし、著作権者の許諾なく自動公衆送信することを合法化するために包括的権利制限規定を導入することは、条約適合性にも問題があると思いますのでやめてください。動画投稿サイトに関する著作権問題は、違法にアップロードされた大量のコンテンツが放置されているところにあります。「本計画」84 頁では、「サービス事業者が萎縮しないよう」とサイト運営者に優しい心遣いを表明していますが、動画投稿サイト上での著作権侵害の被害者である著作権者に対しては、技術革新を万が一にも阻害するなどいい、包括的権利制限規定導入をいうのをみると、知的財産の保護と利用との配慮がバランスを欠いているように思われます。知的財産の創造・保護とバランスの取れた利用促進策を要望いたします。</p>
69	<p>私的録音録画補償金制度に関する議論は、文化審議会著作権分科会で続けられる予定のようである。しかし文化庁のもとでメーカー・権利者間の対立が解消</p>

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【個人】

	<p>される見込みは全く立っておらず、政令の改正で実施されるはずのブルーレイへの課金ですら経済産業省・メーカーの反対に遭って、進展しない状況である。補償金問題が影響して、総務省でも地上デジタル放送のコピー制限の問題がくすぶり続け、経済産業省でもメーカーと共同歩調を取っているためにコンテンツ産業との摩擦が生まれている。こうした現状は、各省庁の中だけでそれぞれ議論し、他の省庁のテリトリーには干渉しないかたくなな態度が生み出したと言える。肝心なところは精査できずに終わり、議論当事者間の解釈の違いを生み、対立がより深まるという具合である。そうした三省の課題を俯瞰しながら私的録音・録画問題を議論する場が必要である。そのためにはいったん文化庁からこの問題を切り離し、知財戦略本部の音頭で話し合いの場を用意すべきだ。知的財産推進計画にある「担当府省が複数に及ぶことなどにより施策の実施が遅れている場合には、知的財産戦略本部が総合調整を行う」ことを実行すべきだ。なお、話し合いにあたっては権利者・メーカー・ユーザーの三者が集まるのが理想だが、文化審議会著作権分科会の私的録音録画小委員会は、文化庁による強引な議事進行が空中分解をもたらした。いわゆる「そもそも論」の再検討をメーカー側・ユーザー側の委員が求めていたにもかかわらず、事務局は補償金制度の前提を無批判に踏襲することを選び、あとは「制度をどう変えるか」の議論に矮小化してしまった。三者の納得できる「前提」を積み上げていくべきところ、それを怠ってきたことが国民に支持されない補償金制度の存在に繋がり、ひいてはメーカーと権利者との溝を深めていった。ここまでこじれてしまった今、最初からやり直すことも覚悟せねばなるまい。</p>
70	<p>現在、主要国との間で模倣品・海賊版拡散防止条約が議論されているが、条文をもとに議論しているにもかかわらず、その内容が全く公開されない状態である。EU 各国でも情報公開の無さについて議会が抗議している現実もあり、情報公開が望まれている。国民、議員からの条約への理解を得るためにも、日本でも決定までの過程において情報公開を適宜進めていくべきである。</p>